

監獄協會雜誌

第 七 號
第 三 拾 卷

明治二十一年六月創刊 每月一回二十日發行

(七月二十日發行)

論說	（五年前の出獄者に就て）	典獄坪井直彦	（一）
講演	（歐洲戰亂と基督教）	海老名彈正	（一五）
譚叢	（處務片言）	真趣齋學人	（一六）
統計	（大正六年五月中入出監並月末在監人員表外三表）		（一九）
寄書	（四人心理の女性化）	典獄補 兒島三郎	（二七）
	（優良兒童の犯罪（承前））	小田原分監長 黒田源太郎	（四〇）
	（指紋の法則（承前））	藤井藤藏	（四三）
雜纂	（法制瑣談）	霜 翰	（四四）
	（赤痢病と其研究結果）	監獄醫 萩谷 忠	（四九）
	（教育ある女の犯罪の救済策）		（五）
通信	（近畿監獄職員茶話會概況外四件）		（五）
彙報	（大分監獄再入調説明其他）	叙任 會報	（五）

監獄協會雜誌第叁拾卷第七號

論

説

五年前の出獄者に就て

典獄 坪井直彦

（一） 説

刑罰執行後の效果に就ては具體的に統計の見るべきものなき爲めに現在監者中再犯者が多いと言ふの故を以て監獄に對する批難の聲が聞こへる特に甚しきに至りては監獄は犯罪養成所である、泥棒學校である、とまで極論罵倒するものがある我々は斯かる言を聞く毎に激甚なる苦痛を感ずるのであるが、其の再犯者が多いと言ふ理由は單り監獄にのみ其の責を負はすは聊か酷ではあるまいか、廣く社會の狀態に鑒みれば社會民衆も亦此責を負擔するものあるは明かである又犯人其者の先天的性情をも觀察して貰ひたひのである併し我々其職に在るものは

假令此の批難の聲を聞かすとも再犯者を出すと言ふ一事は深く我々の責任たることを自覺し日夜刻苦最善を盡しつゝあるが如何せん再犯率の減少を期することか出來ぬのは寔に慚愧の次第である、監獄政策に就ては當局に於て銳意其改良進歩を圖られ着々歩武を進めつゝあるか特に痛切に必要を感ずるものは監獄構造の設備改良と吏員の精撰教養であるこれ等のことは國家經濟に關係し一朝一夕に其の希望を達することの出來ぬのは甚遺憾である、我が巢鴨監獄の如きも純然たる雜居拘禁で……近年未成年監の一部は構造を改められたるも……再犯防遏の旨趣を貫徹するには適當なりとは申し難い又吏員も生存競争の激烈なる此都會であるから薄俸を以て有爲の人物を招致することは極めて困難である此二點に就て見ると我が巢鴨監獄は刑罰執行の目的を達するにはあまり上乘の部とは認められない寧ろ劣等の部であらふ、そこで此の劣等の巢鴨監獄で刑の執行を終へた五年前の出獄者即ち大正元年中に滿期出獄したものが如何なる傾向であるかを述べて讀者の參考に供するものも行刑效果の一端を窺ひ知ることを得るであらふと思ふ。

大正元年中巢鴨監獄から滿期放免した數は二千四百七十九人ある此の外に特赦假出獄で出監したものが三百八人あるが是等は改悛の狀著明なるもので素より再犯を豫想せぬ數である故除外し爰に計上する數は單に普通の滿期放免である、さてこの二千四百七十九人中出監時より今日に至るまで殆んど五年間に涉り再び入監した數はどの位あるかと言ふに九百二十六人である即ち出監者に對する三割七分四厘の再犯者で残り千五百五十三人、出監者に對する六割二分六厘は入監せぬから改悛の實が顯れ正業に就て居るものと云ふことが出來る、而して此の再入監者の數はどうして調たかと言ふに此九百二十六人の中五百九十九人は巢鴨監獄へ逆戻りした者である残りの三百二十七人は他の監獄へ還入たものであるが孰れの監獄に於ても再入監者に對しては必ず前科身分帳を取寄することになつて居る故其身分帳を送付した日を以て再入監者として計上した又往々姓名を偽り前科を包藏し再入するものもあるが之れは指紋の對照に依り直に其の奸策は摘發され再犯者たることが明かになる故に他の監獄へ入監した者も漏るゝ筈はないと思ふ左すれば此數も他監獄に於て身分帳請求を遺忘せざる限りは

確實の數である尙又爰に五ヶ年間に打切て再犯者と改悛者とを斷定するは早計ではあるまいか七年十年の後尙再犯するものがあるではないかと言ふ批難を挾むことも出来るが再犯に陥るものゝ多くは出監後一年以内で二年三年と歲月を経るに従て減少し五年に至りては大に其の數を減するは後に示す通りである故に五年後の再犯者は極めて寥々たるもの殆んど比例するに難ひのである又五年間犯罪せぬ者は刑法でも再犯として論せぬ如く先づ改悛した者と見てよからふと思ふ夫れ故先づ五ヶ年で打切て大體を見ることにした。

右の如く大正元年の出監者は約六割二分餘改悛した者であるが元來再犯を防遏し改悛者を多からしめんとすることは單に監獄にのみ一任して置くものでなく出獄者を保護善導して正業に就かしむる免囚保護と言ふことに重きを置かねばならぬ即ち行刑と免囚保護とが相合致して爰に再犯防遏の實を擧る譯である然るに大正元年は 先帝崩御の歳で其の歳の終り即ち十一月に恩赦の大詔が降つた此時に於て俄かに免囚保護と言ふ旗幟が處々に飄り出たのである尤も其以前より免囚保護會がないではなかつたが其數も少なく組織も完からず萎靡とし

て僅かに名あつて實なきものであつた……今日でも斯かるものもある尙免囚を名として出獄者は一人も引取らず營利に近きものもあるが……故に此歳の出獄者は未だ適實なる保護を受けないと言ふてもよいまして雜居拘禁のみで刑の執行を受けた巢鴨監獄の出獄者で即ち適切なる保護も受けず又離隔分禁の十分ならざる行刑の結果ですら六割二歩餘の改善者ありとせば其後保護事業が發達し周到適實なる保護を受け且行刑方策が理想に適ふ監獄より出監したるものは必ずや之れ以上の効果を收め得たるを疑はない併しながら我々は僅々六割二歩餘の改悛者を出したとて之に満足し敢て行刑の効果を誇る譯では決してないのみならず寧ろ其の少數たるを悲しむのである故に我々は尙ほ行刑上進歩改良の餘地を認めて之れに向つて努力し一人でも多くの改悛者を出さんと期待するのであるが假りに此割合に依るも世人が罵評して憚からざるが如く監獄は犯罪養成所である泥棒學校であるど如何にも一度監獄に這入たものは悉く再犯に陥るものゝ如き觀察は苛酷である我々を侮辱した言であると言いたくなる。

以上は再犯者と改悛者とを比較した一端であるが更に再入監の期間と犯數罪

質、刑期、其他に就きて數字に依り、少しく細説して見よと思ふ。

一、放免より再入監迄の期間と犯數

出監した者が再入監迄の期間は前に述べた通りで出監後一年以内に入監するものが一番多數で二年三年と経過するに従ひ減少する此れは初犯者でも累犯者でも同様である。先天的罪癖のあるものは勿論改悛の狀のないものは逆も長く辛抱することが出来ないことを證して居る。又再入監の數の割合が初犯よりは再犯再犯よりは三犯と漸次増加してゐるのも累犯者の改悛し難ひことを表白するは左表の如きである。初犯者は二割七分餘再犯に陥たに過ぎないのを見ると初犯者に對しては特に行刑の摯實を期し出監後の保護も一層徹底せしめ再犯に陥らざる前に於て之を救ふの必要を感ずるのである。

再入監數と出監者犯數に對する百分比比較

犯數	出監人員	一年以内 ノ入監	二年以内 ノ入監	三年以内 ノ入監	四年以内 ノ入監	五年以内 ノ入監	計	入監セザ ルモノ
初犯	一三八五	一七三	五七二	五八	四九	二四	三七六	一〇〇九
再犯	五五八	一一五	一六五	四二七	四三	二七五	四四一	七二九
		二〇六	一六五	四二七	四三	二七五	四四一	五五九

三犯	二六二	二八七	一〇二	四二	四六二	二七	五〇一	一三〇
四犯	一三七	二五五	一七五	四四六	五八八	五八	五九一	四九
五犯以上	二二八	四一四	九四二	七〇九	一六二	五五七	六四八	四〇九
十犯以上	一〇	六〇六	一一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九〇九	一〇〇
計	二、四七九	一八三	二〇〇	四二二	三九六	二六二	三九六	一、五五三

罪質に依る再入監期は左表の通りで再犯者の歩合の最多數なるは強盜で竊盜

賭博詐欺横領傷害と言ふ順序である。猥褻姦淫公務執行妨害等は再犯に至らぬ又未欄其他の罪の中には殺人收賄等の僅少なる數があるも是亦再犯に陥らぬ而して出監後再入監迄の期間一年以内に強盜の四割二分九厘は其實三ヶ月以内に入監したものである。

強盜は再犯率も最多の上に再入監期も亦最短である。而して一年以内の再入監者も五ヶ年間の再入監者の順序と同様で強盜賭博詐欺横領傷害と言ふことにな

[illegible]

三、 放免より再入監迄の期間と刑期

左表に依ると刑期の短かき者程再入監者が少なくて刑期が長くなればなる程再入監者が多くなつておる之を以て見ると短期の刑は刑罰の効果を奏するの逸がない却て他囚の惡化に感染して再犯に陥ると言ふ説と矛盾する如きであるか一面より見るとき短期刑者は初犯が多い且強盜詐欺等の如き罪質に付て短期者が少ない重に微罪で改悛し易い者が多い中には監獄に入れずとも改悛して居るものがあるからである其の長刑期になる程再入監者が多いのは罪質の惡い爲めと累犯者なるが故刑期も重い從て改悛者が少ないと思ふのである

再入監數と出監者刑期に對する百分比比較

刑期	出監人員	再入監數	百分比
一年以内	ノ入監	ノ入監	ノ入監
二年以内	ノ入監	ノ入監	ノ入監
三年以内	ノ入監	ノ入監	ノ入監
四年以内	ノ入監	ノ入監	ノ入監
五年以内	ノ入監	ノ入監	ノ入監
計			

入監セサル者

合計

二、四七九
一八三
二〇〇
一、二二
九六
二、六二
九二六
一、五五三
六二六

三月以下
五七四
同百分比
一、六七
四二
二五
四、五
一、七
二九〇
七〇〇
四〇三
七〇〇
四〇三

六月以下
八五一
一三六
七五
三三
三三
二六
二八三
五八
六六

三 放免より再入監迄の期間と刑期

左表に依ると刑期の短かき者程再入監者が少なくて刑期が長くなればなる程再入監者が多くなつておる之を以て見ると短期の刑は刑罰の効果を奏するの邊がない却て他囚の惡化に感染して再犯に陷ると言ふ説と矛盾する如きであるか一面より見るとき短期刑者は初犯が多い且強盜詐欺等の如き罪質に付て短期者が少ない重に徵罪て改悛し易い者が多い中には監獄に入れずとも改悛して居るものがあるからである其の長刑期になる程再入監者が多いのは罪質の惡い爲めと累犯者なるが故刑期も重い從て改悛者が少ないと思ふのである

一年以下	七六〇	一九四六	八六八	五四〇	三二七	三七八	四〇七九	五四五一
二年以下	二〇五	二七五	九二〇	五四一	三三八	一〇二	四七九八	五二〇七
三年以下	四三	五一二	二、三	九三四	二、三	二、三	六七四九	三、一四
五年以下	四二	六四二	九、四	二、四	四、八	二、四	八三三五	一六、七
十年以下	四	二五〇	二五〇	一	一	一	五〇、二	五〇、二
合計	二、四七九	一八、三六	八、〇	四、二	三、九六	二、六二	九二、六	一、五五三

四、放免より再入監迄の期間と賞與金

出獄者に作業賞與金を給するは主として出獄後良民生活の資に充てしむる爲であるが果して其目的に適ふや否は頗る疑問であつた、永らく監獄内で不自由の生活を爲したものが比較的多額の金を懐にして自由世界へ出ると監獄内で絶對に抑制された飲食、色の三慾に煽られ最初は少し位いはと言ふ心の緩みから一度遊べば其味を忘れず何時の間にか費消し盡し囊中無一物となりては確乎たりし改悟の念も消へ去りて再び悪友と結托するのが多い左なきものでも其金あるか爲め依頼心を起し無爲徒食に日を送り爲めに再び惰慢の性に返り終に再犯に陥

るは從來多額の賞與金を有する免四保護者の例に依るも一端を知るに足るのである左の數字に依ると多額の賞與金は却て出獄後の爲めにはならぬと言ふことを保證するのである。

此の表を一見すると賞與金の少ない者は、再犯率が少なくて賞與金が多い程再犯率が多くなるがこれには別に理由もある即ち賞與金の少ない者は短期刑である短期刑者には累犯者が少ない従て再犯に陥るものも少ないと言ふ決論になるから是れのみでは斷定することは出来ないが賞與金を多く持て出たものは再犯期を早めることは明かである一年内に入監した者に就て見ると三十圓以上持て出たものは六割七分五厘中五割二分五厘五十圓以上持て出たものは八割三分三厘中五割八分三厘七十圓以上持て出たものは悉く皆が一年以内の入監である特にこの七十圓以上の者はいづれも翌月の入監である而して五十圓以上の者で總計十七人中入監せぬものが僅かに三人此三人は傷害一人放火未遂一人文書偽造一人で各初犯である罪質から見ても賞與金を給せずとも再犯に陥らぬものである而して再入監の十四人中初犯は一人他は皆累犯である之に依て見れば多額

の賞與金を給することは當に不經濟なるのみならず却て再犯の因となり且再犯期を早からしむるのである累犯者に於て特に然りであると思ふ。

出監者の賞與金と再入期間に對する百分比比較

賞與金額	出監人員	一年以内 ノ入監	二年以内 ノ入監	三年以内 ノ入監	四年以内 ノ入監	五年以内 ノ入監	計	入監セザ ル者
一圓未満	七四五	同入監人員 百分比	一五・六	一〇・七	四・三	三・五	二七・一	四七・四
一圓以上	一、一〇二	一七八	七九	四・五〇	四・七	二・七〇	二七・一	四七・四
五圓以上	三四五	一八・三	七・八	四・九	三・二	二・九	三六・八	六三・二
十圓以上	一七六	二・四	四・五	四・八	二・三	一・七	三六・〇	六四・〇
二十圓以上	五五	二九・一	七・四	五・五	一・八	三・六	三七・五	六二・五
三十圓以上	四〇	五・二	七・五	二・五	二・五	二・五	四七・三	五二・七
五十圓以上	一二	五・八	六・七	八・三	二・五	一・六	一七・七	八二・三
七十圓以上	〇	一〇・〇	一	一	一	一	一〇・〇	一
百圓以上	三	三・三	一	一	三・三	一	六六・七	三三・三
百五十圓以下	二、四七九	四五六	一八・三	二・〇	四・五	三・九	二六・二	一五・五
合計		一八、三	八・〇	四・五	三・九	二・五	三九・六	六二・六

以上は單に巢鴨監獄に於ける五ヶ年前の出獄者に就て觀察したる概況て是を以て全豹を知ると言ふ譯では決してない特に再犯率の割合は都鄙の別監獄の構造行刑の適否、免囚保護の普及と否、に依りて率を異にするのである本誌前號に掲載された千葉監獄の初犯釋放者の再入監調を見ても單に初犯出監者丈であるが其の再犯率は巢鴨監獄よりは減少して居る、これを見ても大都會ならざる多くの監獄の再犯率は減少して居ることを知るに足ると思ふ而して此の五ヶ年前の出獄者の再入者に就て我々が再犯防遏策として益痛切に感ずるのは先づ初犯者に對し全力を集中して刑罰の適實を期し再犯に陥らざる間に救済すること多額の賞與金を携帶せしめざること、及出獄後一ヶ年は特に保護を加へ良民生活に馴致せしむるの三者である、當局に於ても此故に初犯者に對する再犯防遏に重きを置かれ現に雜居拘禁として初犯者拘禁には不適當なる巢鴨監獄の丁年監は累犯者のみを收容することとせられ最近の新築に係る豊多摩監獄を初犯監とせられたるも此の旨趣に外ならぬので之を以ても其の一斑を知ることが出来る我々は初犯者に對しては特に意を致さねはならぬ又賞與金計算率及給與方の改正も既に

當局に於て調査中であると聞けば是亦早晚實現することゝ思はるるが果して此の如くなりとせば改正せらるゝ迄の間にも法規の許す範圍内に於て成るべく此弊害を除くことに努むべきであると思ふ而して出獄後凡一ヶ年間は特に保護の確實を期し多數の出獄者に普及せしむることに就ては一層出獄者をして保護を受けしむることに努むると共に保護會を奨誘監督し誠實に保護の徹底を期せしめねばならぬのである。

講

演

歐洲戰亂と基督教

海老名彈正君

講

演

私は此御集會には始めて罷出ました、又監獄事業のことに付きましては全く素人であります、是まで餘り研究を爲したことはないであります、併し今日は皆さんの御案内の事業に關して卑見を述べるといふ譯でなくして、外の問題に付て申上げることが出来るので、辭せずして參りました次第であります、又皆さん方の御事業に依りまして私は多大の幸を得たことも決して少くないのであります、だからして決して御縁の無い譯ではありません、陰ながら御事業の御成功を願ふて居る所の一人であります、其一二を舉げて見ますと、私が神戸に居ります頃に彼の村松淺四郎といふ人が、度々監獄には御世話になつたそうです、監獄から出て、間もなく私の家に參りまして、さうして自分が全く悔ひ改めて新しき生活を爲したいといふ、其決心を申したのであります、彼の人は長年拘模をやつたそうですが、此バイブルの片端を見まして、大に感ずる所があつて、さうして悔ひ改めたといふことを

告白致して居ります、今は御承知の通り神戸に於きまして洵に有益なる勦を爲し、皆さんの方の御事業の幾分かの御手傳を致して居る次第でございます、近頃は立派な人物となり、海外にも研究に出掛けるやうな次第であります、又長く北海道の集治監に御世話になつて居りました高地由太郎といふは「鐵窓の二十三年」といふ本などを書いた人であります、此人とも知合ひであります、是も妙なことよりしてバイブルを読み始め、豫ねて深い御教訓を蒙つて居ります上に此バイブルを読み、又自から發明する所があつて、今や實に立派な男になつて居ります、聞く所に據れば彼の伯母が偶然にも芝の基督教會に這入り込んださうであります、さうして説教を聞いて大に感ずる所があつて、直ちに新約全書一冊を購ひまして、之に自分はお前を忘れて居らないといふことを附して贈つたといふことであります、それが一つの手引となつたやうであります、大分監獄の中でも迷惑な男であつたさうであります、嘗て私が「放蕩息子」といふ題で説教を致しました、私は最も精神界の事情を語つた方で、一體監獄などに這入る人のことは不案内でありますから、寧ろ思想上に於てのことを話したのであります、高地氏は私の所に參りまして、先生より小さい放蕩息子の話を承りました、所が大きな放蕩息子があります、それは自分でありまして、先生より小さい放蕩息子の話を承りました、所が大きな放蕩息子が分りませぬ、聞く所に據れば森村市左衛門男など基督教者に爲られたのは高知氏に負ふ所最も多

いものであるさうであります、彼は今多くの貴顯其他富豪の家庭の中に出入を致して居つて、さうして家庭の頗る紊れて居る所などをば整理をしてやつて、或は放蕩息子が居るとか、困つた弟が居るといふやうな所に行つて、それを直して居るさうであります、さういうやうな所からして私は洵に此監獄に於て如何に悔ひ改めて立派な人になつて出て来る人があるかといふことを聞きまして喜んで居る次第であります、殊に此監獄に於てちよつとしたことからしてバイブルなどに讀み當つて、それが又大に改心の手助けになつたことなどを聞きまして、更に意を強ふして居る次第でございます。

茲に掲げてあります演題は寔に大きな題であります、是は色々の方面から論すべき所のものであります、又基督教の方面から論じて然るべき所があると思ひますので此演題を掲げました、之を論じますには皆さん方の御案内である極めて手近い所から類を取りまして、さうして先に論究したいと思ひます、基督教は徳川時代には切支丹、邪宗門と言はれて居つた、それから明治の時代になつてから彼の高札が取除かれて邪宗門といふことが無くなつて來たといふことは、どういふ譯合ひであるか、一言して置く必要があると思ひます、明治四年であつたかと思ひますが、岩倉公の一行が海外漫遊を爲さいました時分に、此高札のことに付て話があつて、是は早く取下さなければならぬといふことになつたといふことを聞いて居ります、けれども、それは寧ろ末のことでありまして、もう少し

く根本的意味があるであらうと思ひます、即ち封建時代に於て畢竟邪宗門としなければならぬ譯は色々あります、一つは基督教は人類平等を主張するのである、色々の教義もありますけれども、人類平等といふことは基督教の大事な道徳であります、封建時代はどういふ社會状態であつたかといふに、階級制度であります、侍あり、農工商あり、それが格式に依つて互に踰ゆべからざる所の障があつたのであります、同じ人類に生れて侍は侍、商人と生れた者は商人、各々其家の稼業に依つてそれから外に出るといふことは先づ出来なかつたのであります、さうして御承知の通りに彼の侍の權威といふものは今から殆ど想像も出来兼ねる程でありました、私は封建時代を少しばかり知つて居りますから申し上げることが出来ますが、彼の斬捨御免などいふことは實に驚くべきことであります、さうして今日から言へば想像も出来ない程の階級制度であります、彼の階級制度と基督教の道徳とは調和させやうとした所で、なか／＼調和することはむずかしいのであります、基督教はさういふ調和のない強い主義を有して居ります、それには確に非常な反對がある筈であります、基督教は妨害を受けなければなりません、彼の封建時代の階級制度と基督教とは並び立つことがむづかしかつたのであります、この衝突は社會組織上から言つて到底免れぬと見たのであります、然るに王政維新は四民平等の主義に依つて出来たのであります、すつかり彼の階級を打破して仕舞つたのであります、四民平等となつ

て見ますと基督教の道徳はそつくり其儘當嵌るのであります、封建時代では邪宗門であつたけれども、王政維新後となれば是は邪宗に非ず、正宗とならなければならぬ譯になつたのであります、それから封建時代は御承知の通り鎖國攘夷でありました、彼の鎖國攘夷の時代といふものは外國即ち敵國なりといふ昔の思想に依つて支配されて居つたのであります、同じ日本民族の相互ですら、侍相互ですら、人を見れば敵といふ覺悟を持たなくてはならなかつたのであります、それだから武士道の一つの心掛は人を見れば敵と思へといふ所の覺悟を持つて居つたのであります、丁度商人が人を見れば泥棒と思へと覺悟して居た状態の如く、人を見れば敵と思へといふ覺悟を持つて居つた、人の家に這入る時から敵の家に這入る覺悟をしたのであります、自分の門の外はもう敵地と見たのであります、門の内には敵は居らない、即ち家族には敵は居らなかつたと思つて居つたやうですけれども、親類であれば敵が居らないとも限らない、母里であつても其處に敵は居らないと油断をすることが出来なかつたのであります、それが即ち武裝して居つた所以であります、況や外國人を見る時には異人であつて、外國即ち敵國なりといふ、是は日本ばかりでありませぬ、支那もさうであります、希臘、羅馬あたりもさうでありました、皆さういふ考をして居つた、其外國即ち敵國なり、外人即ち異人なりといふ此思想は基督教と反對で、基督は外國即ち隣國なり、外人即ち隣人なりと見る方であります、そ

れとはトント違ふのであります、それで封建時代の國是から言へば、基督教を見れば邪宗門と見るより外はないのであります、所が王政維新は即ち開國進取主義の時代となつて來たのであります、全く變つたのであります、それで封建時代の邪宗門は變じて明治時代に於ては正しい宗教とならざるを得ぬ譯になつたのであります、まだ外にも基督教の方面に於て違つた所がある、中古時代の羅馬法王と國王との關係をいへば、羅馬法王の權力が強がつたのであります、其時分斯ういふやうな議論がありました、羅馬法王と帝王との關係を言ふて見れば恰も太陽と月のやうなものである、羅馬法王は太陽で皇帝は月である、月輪は日輪から光を受けて居る、そのやうに、法王の徳化に依つて皇帝は其徳を樹つて居ることが出来る、どうしても法王の方が上であるといふ所から政治上にも羅馬法王の權威がすぐれて居つたのであります、當時西班牙、葡萄牙の如きは羅馬法王の勢力範圍であつた。法王は此二國に諭告して、彼等が発見した土地は彼等の所有たるべし、彼等はこの認可を受けて世界征服を企たのであります、さういふやうな次第で、宗教上丈けでなく、それに政治上の意味を持つて來たのが當時の基督教でありました、即ち天主教であります、それですから我日本の國體と衝突があつたに相違ない、是は決して日本に於てのみならず、和蘭に於ても衝突があつて、戦争が行はれました、それ故に日本に居つた和蘭人は徳川政府に賛成を表して、彼の島原の暴動の時の如き、和蘭は餘程徳川方に

加擔したのであります、和蘭に於ては西班牙と大戦争をして和蘭は幸にして獨立を全ふすることが出來たのであります、又英國も彼の時分に盛に天主教國と戦ひまして、さうして英國の獨立を全ふ致したのであります、矢張り斯くいふやうな意味に依つて歐羅巴にも彼の三十年戦争の如きものが起つて來て、一方はプロテスタント國、一方は天主教國といふ譯で、詰り羅馬法王の權威に一方は服し、一方は服さないといふ所からの争であつたのであります、當時日本は歐羅巴の事情に暗かつたからうと私は察するのであります、聞く所に據りますと、此基督教のことを視察する爲めに徳川政府は視察員を派遣したさうであります、長い年月を閲して視察して來たさうであります、其視察員が歸つて來てから、二代將軍秀忠公は詳に其報告を聽かれて、基督教撲滅といふ態度を執られたといふことではありますが、それはどの邊を見て來たのでありますか、多分爪哇、印度から向ふには行つて居らなかつたであらうと思はれます、唯此時の人の視察が足らない爲めに、歐羅巴にプロテスタント教とキャトリック教とあるといふことを知らなかつた、プロテスタント教は國家的で、キャトリックはさうでない、それで英國も其キャトリックの方と戦つた、和蘭も戦つた、獨逸の北方も戦つた、スカンデネビヤ、丁抹諾威なども戦つたのであります、それを日本の人が知らなかつたのであります、それ故に唯基督教といふものはどうしても國體と並び立つことの出来ないものである、唯斯う見て仕舞つたので、それ

で概してキヤツリツクとプロテスタントの區別も立てずして、十把一束で之を排斥したといふことになつて仕舞つたのであります、それで英國、和蘭、丁抹獨逸、スカンデビヤのやうに、天主教とプロテスタントの區別を立て。此を取り彼を捨つる道を講じ得なかつたのは、日本の大なる不幸でありました。

けれども其時日本にはプロテスタントは這入らなかつたのであります、日本が其時天主教に對して執つた態度は英、獨、和同一であつたけれども、唯研究が至つて居らなかつた爲めに不十分な所があつたと思ふのであります、併し今申しました通り王政維新からして面目一新して、さうして基督教が即ち日本の精神界に出て來ました、私などは明治初年には青年でありましたが、基督教信者になりましたのは矢張り王政維新の精神を以て基督教を研究したのでありましたから、ビタット合ふたのであります、即ち四民平等主義即ち開國進取主義、其精神を以て基督教を研究致しましたからビタット合ふたのであります。

基督教の歴史を見ますと、國家及び社會の發達上に於て深い關係を持つて居るのであります、歐羅巴の國家と日本の國家とは餘程違つた所があります、そこもちよつと論じて全く必要があらうかと思ふ日本の國家の成立つて居る大事な所を見ると、是は一面祖先崇拜にあると多くの人が言ひます

やうな意味が一つある、歐羅巴のは少し其處が違つて居るのであります、それは何處に違ひがあるかといふと、基督教が歐羅巴に傳はります以前、又傳つた頃には、歐羅巴には日本の歴史に似通つた所がありました、それは何かといふと、向ふも元は國家といふものが民族の家族制度から成立つて居るのであります、昔時は何處も此處も日本の國體の成立つて來たやうな具合に成立したのであります、それ故に國々に依つてその宗教も違ふ、所謂ナショナル、レリジョン即ち國家的宗教でありました、所が西部亞細亞から、歐羅巴の歴史を御覽になりますと、御承知の通り三つの世界的のものが現れて來たのであります、一つは彼のメソポタミヤから出て來た帝國でアッシリア、バビロニア帝國であります、之は世界的國家を造るといふのが目的でありました、それが出て來るときには其處に小さい國々が幾何も存在して居りました。處が大帝國の目的は是等幾多の小國を壊して、之を打つて一團とするといふ譯であります、さうして一大帝國を造るといふので、英雄の事業は世界的大國を造るといふので、代る／＼さうやつて來ました、さうすると其時分は宗教の破壊といふことが一番大事であつた、即ち神殿を壊すといふことが城を壊すよりも必要であつた、さうして神殿の神體を生擒るといふことが一つの大事でありました、何んとなれば神殿は其國民の中心であつたからであります、この世界的大帝國としては、最も跡から出て來た羅馬帝國であります、彼の羅馬帝國の爲めに小國は皆打壊され

て仕舞つた、それまで祖先崇拜に依つて成立つて居つた所の國々といふものは皆壊されて仕舞ひまし
て、さうして大きな世界的大帝國の下に合同一致した譯になつたのであります、それからもう一つは
世界的文明の普及であります、文明は主に彼方此方から出ましたけれども、主に希臘の文明が一番優
れて居ります、此希臘文明を世界に布き世界を文化するは、亦一大事業でありました、其指導者とな
つて其處に現れて來た絶世の英雄がアレキサンダー大王であります、彼の人は唯一個の武斷的の英雄
でありませぬ、武に於ては長じて居つた人でありませぬけれども、彼は亞細亞征伐の時大哲アリストテ
レスを連れて行つたといふ、さうして彼が西部亞細亞の方から印度まで征服して行つた所には希臘文
明が布かれたのであります、此希臘文明の感化は聞く所に據れば、日本まで及んで居るさうです、日
本奈良朝時代の文明の幾分かは矢張り此希臘文明が佛教に紹介せられ來て居るさうであります、從つ
て羅馬帝國は唯羅馬帝國と言はれず、希臘羅馬帝國と云はなければならぬ、羅馬の法律と政治とは
希臘の文藝と合して、空前の大帝國を建てたのであります、此大帝國の思想はどんなものかといふ
と、從來の思想を出来るだけ打壊して仕舞つて新なる面目を發揮したものであります、もともと希
臘には希臘の神々があり、羅馬には羅馬の神々があり、國々はそれでも自國の神々を有して居りま
した。

所が希臘哲學は之を罵倒し去つて仕舞つた、それだから「神々は死ねり」といふ本までも出來た位
のことであります、眞理は唯一なりといふ思想が勢力を逞うし來り、識者は一般に唯一の神を認むる
やうになりました、羅馬の法律もその原理に溯り、世界普及の法律を高調するやうになりました。正
義又は權利は世界的のものであつて、凡ての人に應用すべきであるとは、識者の承認する所となりま
した。

斯の如き世界的思潮が羅馬帝國に汎濫しつゝあつた處に現れた宗教が乃ち基督教であります、基督
教は何を標榜し、主張して出て來たかといふと、神は獨一にして、萬民の父である、さうして人類は
悉く兄弟たるべきであるといふのであります、基督教は實行的に四民平等主義を斷行し、男も女も神
の前には平等であると論じたのであります、基督教が普及することに由つて、世界的精神は遂にその
歩を進めたのであります。

斯くしてユダヤの方から南は埃及に掛け、東はユウフラト河の方に掛け、西は小亞細亞より歐羅巴
に及び、一大思想が汎濫しました、之が基督教であります、歐羅巴の國々はこの世界的三大思潮の中
に建つて居るのであります、東洋人と西洋人との相違はこの世界的思想の多少に由るのであります、東
洋人と西洋人との生存競争を見るに、東洋人の敗北に歸せざるを得ませぬ、それはどういふ譯である

かといふと、歐羅巴から来る所の人は人種が違つて居つても、又民族が違つて居つても、或は國が違つて居つても、大同小異であります、衣食住に付いていへば同じ着物を着て居る、少しはスタイルは違ひます、流行は違ひますけれども、同じ型の着物を着て居るのであります、家はどうか、家も同じやうな家に居る、食物はどうか、食物も大抵同じやうな物を食べて居る、食べ方はどうか矢張りナイフとフォークで同じやうな食べ方をする、先づ衣食住が一樣であります、それから科學的思想が矢張り希臘から系統を引いて來て居ります、其科學的思想が一般に普及して居る、まだ教育の行届かぬといふ所があるけれども、併ながら科學的系統は一般に似通つて居るのであります、それから法理の思想が餘程似て居る、一方には君主政治もあり、又一方には共和政治もありますけれども、矢張り其處に共通したものがあります、主に羅馬法といふのが根柢となつて、一般にそれが通じて居ります、それから宗教倫理思想がどうであるかといふと、色々宗派はありますが、根本になると同じことになつて來るのであります、天主教とプロテスタント教とは多少違ひますが、根本になると同じことになつて來るのであります、それで北米合衆國に來ると彼等は直ちに協力するのであります、自分々々の本國では違ふやうなれども、北米合衆國に來つて新天地を開かうとすると直ぐに協力して一つの國を造ることが出来るやうな素養がある、東洋人はどうかといふと、東洋人にはさういふ世界的のものが極めて

乏しい、日本人の衣食住と朝鮮人の衣食住とさへ違ふ、支那人とも衣食住が違ふ、印度人の衣食住は更に違ふ、思想の方は似た所もありますが、それにしてもなか／＼考が違ふ、非常に違ふ所がある、宗教は佛教に依つて餘程統一された所はありますが、矢張り其處に非常に隔つたものがある、だから東洋から行く所の者は合同一致することが出来ない、日本人は支那人を排斥し、又印度人を排斥するといふやうな、互に排斥し合つて居るのであります、所が歐羅巴各國の人は直ぐに協同一致する、其點から言ふ時には彼等に非常な便利がある、世界的の精神が其處に深く這入つて居る、世界的教育があり、世界的法律を持つて居る、世界的宗教、世界的倫理を持つて居るのであります、斯様にして昔の所謂國々別々であつた所の其一種のものはギリシャ文明と羅馬帝國と基督教とに壊はされて仕舞つて、其處に於て今の歐羅巴諸國が又生れて來たのであります、新に生れて來た國家は昔の國家と大に意味が違ふ、昔の國家とは根柢が違ふのであります、一旦根柢まで打壊して仕舞つて、基礎を立て直して建てた國家であります、日本風の家を壊して其處に直ぐに元々の礎に煉瓦造を建てるやうなものではない、日本の家さへ壊せば、土臺は元のまゝにて煉瓦造が出來ると思つてゐる人もありますが、日本建と煉瓦建とは土臺が違はねばならぬ、歐羅巴では土臺から造り變へたのであります、そうして今の歐羅巴の國々が起つて來たのであります、其起つて來るのに基督教はさういふ風になつたかといふと、是は或意味から言ふと基督教の庇蔭の下に歐洲の國々は起つて來たといつても差支ない。(未完)

譚 叢

處務片言 (其六)

在廣陵 眞趣齋學人

綱領 能く人を使ふ者は又能く人に使はるゝ安りに上に抗し下を侮り自ら責めざる者は更として立ち難し

文書 刑罰執行の當否は司獄官吏の責任なり況んや刑期計算を誤り執行に過不足を來せは法の威嚴と人權に關する重大問題なり

戒護 愛するの心を以て酷に當るは父母の情にして憎むの念を以て苛く當るは讐敵の情なり此間雲泥の差あり

作業 習熟期間の設定は強制作業に對す附隨の要件なり蓋し教へざるの兵は安りに殺すべからず習はざるの經は讀み難し

會計

支出の當否科目の所屬を一瞥明瞭ならしめんとせは證憑書に於ける所要目的の記載を慎重にすへし

領置 家庭に於ける雜然たる器具は何時か必要の期あり在監人の所持品は繁雜なりとて漫りに處分すへからず

用度 典獄の臺所は用度に在りて料理鹽梅の巧拙は全く繋りて其主婦たる主任の手腕と用意如何に在り

教務 凡夫に對しては聖者哲人を以て強要すへからず須らく知耻勤勉の人たらんことを冀求すへし

醫務 醫員の學術技能は獨立すべきは疑ふの餘地なしと雖も醫務行政には階級と秩序あり混同すへからず

統計

大正六年五月中入出監並月末在監人員

(△減)

受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	總計	前月末日		前月比		前年比	
					入	出	現	在	増減	増減
四九、一二二	四、八二〇	四、三九九	四九、五四三	四九、一二二	四八、九一一	四二一	六三二	二六四	二六四	二六四
三、九六七	五、四六九	五、三五一	四、〇八五	三、九六七	三、八二一	一一八	二六四	二六四	二六四	二六四
六六八	九四二	九一五	六九五	六六八	一、〇七二	二七	△三七七	二七	△三七七	二七
三〇	二一	一五	三六	三〇	三〇	五四	△一八	△一八	△一八	△一八
男 五一、六〇一	一〇、五二二	九、九九四	五二、一二九	五一、六〇一	五一、五六九	五二八	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇
女 二、一八六	七三〇	六八六	二、二三〇	二、一八六	二、二八九	四四	△五九	△五九	△五九	△五九
計 五三、七八七	一一、二五二	一〇、六八〇	五四、三五九	五三、七八七	五三、八五八	五七二	五〇一	五〇一	五〇一	五〇一

備考 内朝鮮人受刑者男二八人刑事被告人男五人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支國	受刑者	刑事被告人	計
那	一男	一九	二
女	一	二	二

[illegible]

北米合衆國	露西亞	獨逸	埃國	總計
男	男	男	男	男
女	女	女	女	女

大正六年五月末在監者人員表

—三— 九 — 二

|| || || ||

—三— 九 — 二

[illegible]

[illegible]

大正六年五月末日現在受刑者刑名表

(第二卷)

廣	山	松	德	高	松	高	三	長	福	大	佐	熊	宮	鹿	沖	函	札	樺	十	網	總
島	口	江	島	松	山	知	池	崎	岡	分	質	本	崎	島	繩	館	幌	戸	勝	走	計
一、五七	一、〇八	八一九	六七	五九	六九	六〇	一、三八	一、九一	一、〇〇	五二	五八	五七	四八	六二	六二	三六	一、三〇	一、〇八	五七	四七	四七
一、六五	二〇	一、三九	三	二四	二四	元	一、三八	一、二八〇	二、〇〇	二二	二七	四	四八	六二	一四	三五	五九	八	三	三	三
一、六四〇	一、三九	八五七	六八八	五八三	七一	六九	一、三八	一、二八〇	二、〇〇	五五	五五	五五	五五	六九	三〇	六九	一、三五	一、〇六	五八〇	四九	四九
二四〇	六三	九	九	四	四〇	五	一	一八	一八	五	二	二	五	五	二	二	一	一	一	一	一
一、五三	二五	六七	三	元	四	元	元	二一	二一	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一
八	一	一	六	五	三	三	三	五	五	三	二	六	九	六	三	六	一	一	一	一	一
七	九	五	六	六	四	三	三	一〇	一〇	七	二	〇	六	三	八	三	二	二	二	二	二
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、五三	一、〇八	八五七	六八八	五八三	七一	六九	一、三八	一、二八〇	二、〇〇	五五	五五	五五	五五	六九	三〇	六九	一、三五	一、〇六	五八〇	四九	四九
二四〇	六三	九	九	四	四〇	五	一	一八	一八	五	二	二	五	五	二	二	一	一	一	一	一
一、五三	二五	六七	三	元	四	元	元	二一	二一	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一
八	一	一	六	五	三	三	三	五	五	三	二	六	九	六	三	六	一	一	一	一	一
七	九	五	六	六	四	三	三	一〇	一〇	七	二	〇	六	三	八	三	二	二			

[illegible][illegible]

附 規 則		陸海軍刑法		森 林 法		徵 兵 令		郵便電信法		警察犯處罰令		警察令及ヒ		總 計	
四一	四一	一四九	一六	三二	一九一	八八	一五	五三二	四七、五四四	一、九九九	四九、五四三	四九、一二二	四八、九一一	四二一	六三二
四一	四一	一五〇	一六	三二	一九三	一四八	二五	六〇五	四九、五四三	四九、一二二	四八、九一一	四二一	六三二	四二一	六三二
三三	三三	一三〇	一三	三二	一五二	一二九	二一	五一〇	四九、一二二	四八、九一一	四二一	六三二	四二一	六三二	六三二
五〇	五〇	一六二	一七	三七	一六〇	二三四	二二	六八二	四八、九一一	四二一	六三二	四二一	六三二	四二一	六三二
八	八	二〇	三	〇	四一	一九	四	九五	四二一	六三二	四二一	六三二	四二一	六三二	六三二
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
九	九	一	五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

寄 書

○囚人心理の女性化

典獄補 兒 島 三 郎

遇囚の要は彼等の心理を研究し之れに對する方法を案するにありとは吾等が信條の一である、機先を制すると言ひ、素破抜くと言ひ、裏を搔くと言ふが如き言葉は外交上の掛引であるが要するに先方の心理關係を察して之れを此方に利用するのである。お世辭と謂ふことは社會上必用の事柄として認められて居る、その動機さへ善れば勿論必要である、吾等は嚴肅なる意味に於て親子夫妻の間にもお世辭の効果無疑はぬのである、諛ふでもなく他を講るでもないお世辭は聞かれても心持のよいものである、所謂言語の花であるから、うるはしく感ずる、今朝の御飯は中々宜い加減だねと言

へば細君はゆふべの良人の不興を忘れて喜ぶであらう。犯罪者の心理状態は囚人となつて一變する。犯罪當時の亢奮したる、或は墮落したる心は國權の威力に出會して醒覺すると云ふ以外に變化があると思ふのである、單に平生に復ると云ふ丈ではない、夫れだけならば珍らしい事とは考へぬ、即ち此の變化があればこそ改善も出來る譯であるが其の變化の中に就て最も惡傾向と知らるべきことは囚人心理の女性化である。女子は嫁して人の妻となり夫に従ふ、而も世間不貞腐れの女房に乏しからず、彼等は之れを以て弱者の強者に對する唯一の武器と心得て居るのである、叱られては服れ、打たれては服れ以て自から慰め自から快しとするのであらう。在監者の行狀を視察するに甚だ之れに類似した例を見るのである、固より國家と在監者との關係を男女の關係に比するのでないが、自由を奪はれたる囚人の心理

と、男子に服従する女子の心理とは稍、近つかんとしつゝあるの事實を認むるのである、此の見地に於て吾等は遇因上多くの新しき方法を案出せねばならぬ。

或は言ふ四人は依頼心があつて困ると其の通りである、之れは心の變化である、衣食住に心配なき境遇に身を置く結果奮闘性を失つたのである、之れに獨立心を起させるのは容易な事ではない、茲には立法論は避ける、現行制度に於ては先づ作業をして價值あらしむることである。

論者曰く作業の督勵は初犯者に苦痛を與ふのみで累犯者に對しては益なしと、其の理由とする所は累犯者は監獄の作業に慣れ、樂に科程を了へる、多額の賞與金を貰ふ、出る、飲む、買ふ、又竊むと云ふのである、結局は賞與金不要と云ふことになる、半面の眞理がある様だ。或る時賞與金の減削を受けた囚人が典獄に抗議して言ふには、私の賞與金は前典獄に貰つた賞與金であつて貴官に

減削せらるゝ理由はないと言つた、女の言ひそうな理屈である。

囚人に猜疑心ありと言ふ、夫れも事實である、妻妾寵を爭ふと同一心理である。吾等は看守諸君に向つて常に公平無私寡黙を以て彼等に接する様注意して居る、愛憎偏頗無からしめんとするのである、又看守の品位を保たしめんとするのである、而も人は感情に驅られ常識を失ふことが間、免れ難い事である、吾等の尊敬する一教誨師の直話であるが或る時囚人が面會を求めて言ふには貴僧は私に斯々の悪感情を抱いてゐらつしやると某看守から申されましたが、私は御承知の通行狀不良の者でゐますが貴僧から見放されては最早此の世に望みは無くなりましたと云ふ、此の話を聽かれた教誨師は事の意外に驚き看守の詐言（若し事實なりとせば）にも呆れた、然し囚人の態度は如何にも眞面目であるから、早速考へた此場合自己を犠牲として看守の品位を保たしめねばならぬ

と思ひ、ウン懺かにおれはそう言ふたと答へたが在監者の面前では程苦しい思ひをした事は無かつたとの連懷であつた、高德の人にして之れを忍ぶことが出来るのである、而して一人の不幸なる者を救ふことが出来たのである。

在監久しき囚人は能く監獄の紀律を守る様になるが之れは習慣性の然らしむる所で克己心は却て銷耗して行く様だ、殊に青年に克己心の無いものは必ず再犯に陥る、譬へば病氣にしても初生のものは之れを我慢して診察も受けないが監獄通になると直ちに之れを誇大に訴へる。曾て某監獄を參觀した時在監者に冷水浴を行らせて居た、之れは誠に結構なことと思つた、ソコで在監者に不平を言ふものがありましたと典獄に御尋ねをすると、私は決して難きを人に求めぬ、毎朝自からこれを實行して之れを彼等に及ぼしたのであると申された、典獄に此の克己心ありて始めて處遇法は活きて働くのである、吾等は斯る先輩に對して滿腔の

敬意を捧げねばならぬ。

監獄を參觀した教育家は紀律嚴正の下に競々として働きつゝある囚人の有様を一見して、あれが社會で犯罪する人とは想はれませんが感嘆した、又或局外者から監獄の事情を聞かれ之れに説明すると其人の曰く面白い、成程監獄は紀律の府であると言ふことは了解した併し今日の監獄は餘りに紀律に囚はれて居りはせぬか、監獄は在監者の最後の棲家でない、彼等の未來は矢張吾等と同一の社會である、新夫は新婦を閨房に閉込めて安心して居る様では餘り世間は狭ま過ぎる、自由競争の激烈なる今日の社會に獨り監獄のみ無競争の別天地たらしむるも何の益ある乎、監獄に囚人の自治を許し彼等をして互ひに競争せしめてはどうかと、論者が高遠の理想に辟易して談話はそれぎりで終つたが何だか暗示を受けた様にも感じた。

監獄は紀律の府である、吾等は紀律違反者に對しては必罰主義を採つて居る、併し或囚人が謂つた

ことがある、典獄は吾々を懲罰に行るが爲に懲罰すると、最も之れは極めて少數者の聲である、彼等は懲罰に對して不平を訴ふる計りでなく總ての處遇にも満足せぬ徒輩であるのである、が吾等は此の微かなる聲に對しても心理狀態の研究を怠つてはならぬ。

寒時は寒殺、熱時は熱殺は瘧疾の療法である、在監者に對する處遇は凡て之れ迄方法を同ふする如くにあるが、無病の人に對しては夏季一服の清冷劑は優に疲勞を回復するの妙味あることを忘れてはならぬ、在監者に對する清冷劑は監獄官吏の彼等と與ふる褒詞である、同情である、愛に渴ける彼等は何よりも之れを喜ぶであらう、御機嫌をとるのではない、況んやお世辭をするのではない、監獄官吏の嚴かなる風丰の裡に春風の如き情緒を含むことを望むのである。(完)

虚弱なり、十四歳東京に出て質屋の雇人となりしが疾病に罹りてより性格一變し之が爲めに一舉にして商業資本金を得んとし終に犯罪せり

要するに此等優良兒童の犯罪は多くは偶發的にして意思の薄弱なる爲にも因るべけれど亦卒業當時の職業選擇を過まれるもの少からず尙小學校卒業時に於ける優良兒童は中等以上の教育を受けるにあらずれば其特性を發揮せしむること能はさるべきか以下二三の感想を述べべし

第一 小學校に於ては學科の成績に重きを置き感情意思の訓練上彼の兒童訓練簿兒童性行録の如き形式一片の材料のみに拘泥せず彼等の個性を十分に調査せざるが爲め其効果少きにあらざるか

第二 優良兒童は一般に名譽心強し彼等は總代として祝辭答辭を朗讀するが如き或は卒業免狀を授與せらるゝが如き或は同級の兒童に對し特定命令權を附與せらるゝが如き或は衆人稠坐の席に於て少女が花束を主賓に捧ぐるが如き場合に於て夫々

優良兒童の犯罪 (承第三十卷第六號)

小田原分監長 黒田 源太郎

四、十八歳未満質父母存生、居宅宅地二百四十坪を有し農小作生計普通、尋常小學校を卒業し成績優良性質温順にして教師の命令を能く遵守し教室内に於ける机腰等の排列正しからざることは進んで之を整頓し時として他生に向つて注意を與ふることあり、專賣支局の給仕となり後雇に採用せられしが職工を便役する一方便として時々茶葉を振舞ひ虚榮の満足を得んが爲めに犯罪を反覆するに至れり

五、十七歳未満、質父母存生、父は村内上流の家柄にして相當の資金ありしも政治運動の爲め之を費消し東京に出て投機に失敗し終に人力車大に寄附せり尋常小學校を卒業し學業も品行も善良にして性質温順なり、十六歳酒屋へ給料前借にて奉公に遣はされ性質書を好みしに依り主人より叱責殴打せらるゝことあるも二主に見えぬと云ふ決心堅く忠實に働き居りしが僅か一錢の違算より主婦と爭論し無斷家出せしも父母の所在不明終に窮迫の餘犯罪せり

六、十八歳未満、質父母存生、累代の名家にして父は温良高潔世才に疎く資産漸次減少し古物商を營み生計普通なり尋常小學校を卒業し在學を通じて成績良善の傾向を認めず性質温厚身體

高尚なる名譽心を把持せしむることを得ば何等の弊害之に伴はざるべきも若し之が爲に虚榮心強き少年少女たらしむることあらは實社會に出て、他日失意の境遇に遭遇せんか失望落膽又は自暴自棄に陥り脚を失して監獄に墮ち來るが如き悲惨なる末路を見るものなしとせず

第三 優良兒童なりとの故を以て小學校も家庭も其躰け方に特別な注意を拂はず其過失も寛容する嫌なきか又兒童の性行を比較的によく知れる教師が卒業後の方向を積極的に指導せざる傾向なきか

終はりに臨み以上例示せる優良兒童は何れも初犯にして入監後行狀善く改悛の狀著しく既に假出獄せしものもあり再犯の虞なきことを併せて報告し置くべし

第三十卷第七號

○指紋の法則
(第三十卷
第六號)

司法省指紋部 藤井 藤藏

以上は統計上現はれたる左手中の示指、中指、環指が有する指紋上の特徴を摘記したるに過ぎず、細密なる分類に就ては左の明細表参照せられんことを望む、但し明細表の全部は精密に涉り専門に屬し寧ろ複雑に失する嫌あるに依り茲には只其計數のみを掲上することとしたり

◎明細表の見方に就て 一言附記す、云ふまで

◎明細表の見方に就て 一言附記す、云ふまで

大正六年三月三十一日現在指紋原紙細別表

指示		單位	千位
2.	1.	0	
五、七	二、四〇	一、〇五七	0
二、七九	五、二七六	二〇〇	1.
二、五八六	四八一	九七	2.
八、一七	六、九六	六〇	3.
九、一三	三、七六八	九七	4.
七、八九二	一、七六	一、〇六	5.
五、三六	九八	一、〇六	6.
三、四六六	四三	一、一〇〇	7.
二、九三	二八二	七五	8.
一、八八	一六八	二五五	9.
四、五三	二〇、三八	七、二三	

書										寄									
係關のミ指環と指示										係關のミ指中									
6.	7.	6.	5.	4.	3.	2.	1.	0	位	計	9.	8.	7.	6.	5.	4.			
四八八	三三三	三三三	二八二	三四九	三五五	五七	三七	八元	0	四、八三二	六二	五三六	五九三	二六	五七	三三			
一五	六	三	一〇	六五	三三二	二七七	一、四〇〇	七	1.	二、二〇八	二四〇	二七六	一三四	二六三	二〇	七〇			
三五	一九	二四	四七	一〇九	一四〇	一三二	一〇九	二	2.	五、八七五	六四四	四三九	二三四	二七九	四九九	四九九			
三四一	九九	二〇	五〇三	一、八七二	四、八三四	三、九四九	五、二四一	三	3.	三、五五二	九〇二	九九一	五六八	一、二四五	四、二四三	四、二四三			
一、〇〇〇	四七二	四七九	一、九四六	五、一七五	五、八八〇	六、三三五	三、八〇六	四	4.	四、六六〇	二、六八五	三、〇五九	一、九七八	一、二一六	四、三四四	二〇、九三二			
二、三〇	一、三四二	一、三八	五、七四四	六、四三二	四、六四九	六、九八一	二、五〇二	五	5.	五、三三二	五、一三三	五、〇〇一	四、七二九	三、六七四	九、三六二	一〇、〇〇五			
五、九九二	四、八八九	五、三三二	七、四三五	八、〇七二	五、三〇六	一〇、六三二	三、一五四	六	6.	五、五五六	七、九〇六	七、七七〇	八、四三九	九、三九五	七、八五四	四、元一			
三七、二〇	二二、九四四	九、三八一	二一、〇九九	九、八〇七	五、三四二	二一、七七	二、八七	七	7.	六〇、二四五	一四、四七三	一五、八七八	一四、四五五	三、八〇八	三、三三	二、三八〇			
二一、〇五	八、七六六	三、一六四	三、三九九	三、〇九〇	一、五九六	三、九八七	八天	八	8.	四、二二一	一四、二九〇	二、一七四	六、四二一	一、三二〇	一、二六六	一、一六〇			
一、四八	一、三六六	五三二	四九九	三七四	二八五	五七七	一五	九	9.	一五、七四二	六、九〇〇	三、一七八	一、六六四	四四八	四六一	四五三			
四九、七三	三九、〇九五	二〇、五四四	二八、七三	五九、五七	二八、六三	四四、九九	二〇、二六	計		三七、九三	五三、七七	四九、七三	五九、〇九五	二〇、五四四	二八、七三	五三、六六			

弓 狀 紋 (1)
 甲 種 (2)
 乙 種 (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)
 渦 狀 紋 上 流 (7) 中 流 (8) 下 流 (9)
 指 頭 若 欠 (ハ)
 隆 線 缺 損 (ハ)
 平 均 (0)

250.000

200.000

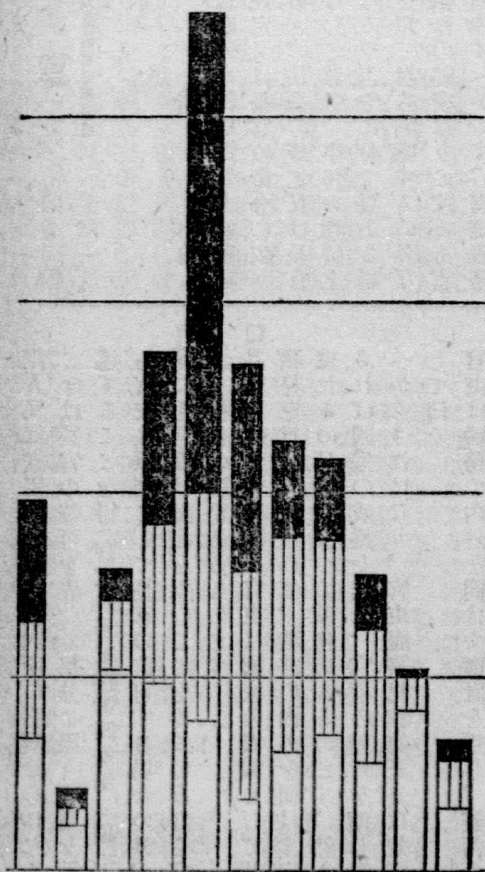
150.000

100.000

50.000

左手中示指、中指、環指の有する指紋の比較

環中指
 指指指



係關のさ指環と指中

計 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 0 千位 百位

四、二四	一、六	四、六	四、九	四、七	四、八	四、九	三、五	六、四	一、四九	一、〇九	0	計
二、二四	一	六	三	五	一	一〇五	五七	四三	一、四八	二五	1.	
六元	六	五	五	五	六	一五五	三三	五二	九二	二	2.	
一七、三四	二五	六	二	一七〇	七三	三、二二	八、三三	五、四四	四、二四	三三	3.	
六、三六	八〇	三三	一六五	八四三	三、七〇	九、四三	八、三三	九三	二、一〇	三六	4.	
三、九〇	二、四〇	六、五一	七、七	一、九六	九、三〇	九、九四	五、二四	八、八六	一、三六八	四、六	5.	
五、二四九	一、二二	二、六五	五、二四	一五、九六	一五、五七	二〇、二二	五、〇八	一、二六	一、三九	七二	6.	
一〇、七九	七、九二	三、三七	三、八四	二六、三六	一八、二九	九、八三	四、〇六	一、四三	九、〇〇	一、四七	7.	
四、七四	四、六四	二、三六	二、八七	六、七九	四、六〇	二、七二	一、三三	六、四九	三、七三	四、八三	8.	
七、九二	二、〇五	一、六九	一、八三	八、四三	五、九	三、九	二、九〇	一、三	八、五	九二	9.	
三七、九三	一、七三	四、二二	六、四三	四、四三	五、三三	四、六三〇	三、五二	五、八七五	二、〇八八	四、八三	計	

計 9.

四、二四

二、二四

六元

一七、三四

六、三六

三、九〇

五、二四九

一〇、七九

四、七四

七、九二

三七、九三

○法制瑣談(下)

霜 翰

□秘密を守るの義務 官廳の事務は性質上秘密を要するものと法令の規定又は長官の命令に依り秘密を要するものとあり、法令の規定又は長官の命令ある場合は疑なしと雖も、事務の性質上秘密を要すべきものなるや否やに付て疑ある場合には、自己の責任を以て自ら判断するの外なかるべし、而して其孰れの秘密なりとするも官吏は之を嚴守し之を漏洩すべからず、官吏服務紀律第四條第一項は此點に就き詳細の規定を爲して曰く「官吏は己の職務に關すると又は他の官吏より聞知したることを問はず官の機密を漏洩することを禁ず其職を退く後に於ても亦同様とす」と、只官吏か自己の關係したる事件に付き

證人又は鑑定人として裁判所に召喚せられたるときは長官の許可を経たる部分に限り事實を陳述することを得(官吏服務紀律第四條第二項)則ち官吏は原則として長官の許可する場合の外、單に證言又は鑑定を拒むことを得るのみならず之を拒むの職務あるものとす

□品位を保つ義務 官吏は國家の機關として其職務を行ふものなれば、職務の内外を問はず官吏たるの品位を保つ義務あるものとす、然らざれば國家の威嚴を損し、官權の屬行を期し得べからざればなり、官吏服務紀律第三條は規定して曰く

官吏は職務の内外を問はず廉耻を重し、貧汚の所爲あるべからず

官吏は職務の内外を問はず職權を濫用せず謹慎懇切なることを務むべし
と、而して叙上の職務は單に高等官判任官に適
用せらるゝのみならず、俸給を受けて公務に従

事する高等官判任官待遇者並に總ての吏員に之を適用すべきものなることは服務紀律第十七條の規定するところなり

□官吏の責任 官吏か爲したる不法行為により官吏の被むるべき制裁を官吏の責任と云ふ、官吏の責任は公法上の責任、私法上の責任に分つことを得、而して公法上の責任は更に之を刑事上の責任懲戒上の責任に分つことを得

(い) 刑事上の責任 官吏にして國家の秩序を亂し不法行為を爲すに於ては常人と同じく刑法上の制裁を受くべきこと論を俟たず、唯其官吏たるか故に常人に於ては罰せざる所爲をも犯罪として處罰することあり、其官吏たるの故を以て常人に於けるよりも重き刑罰に處することあり、之を官吏の職務上の犯罪と稱す、例之瀆職罪(刑法第一九三條乃至第一九七條)逃走罪(同法第一〇一條)横領罪(同法第二五三條)の如し

(ろ) 懲戒上の責任 懲戒上の責任は懲戒處分

にして此處分は官吏の職務を強制し官紀を維持するか爲めに職務違反者に對し加ふところの制裁なり、其官吏に對するものなるか故に懲戒は官吏の分限既に消滅したる者に對しては行はれざると同時に苟も官吏たるの分限存続する間は懲戒に處せらるゝものとす官吏か轉官又は休職の後に於ても尙懲戒に處せらるゝは之か爲めなり、又懲戒は官吏の職務を強制するを目的とするものなるを以て官吏關係の解除(免官等)官吏關係より生ずる權利

(恩給の類)の剝奪以上に及ぶことなし

懲戒の原因 特種の官吏(判事の類)に對する懲戒は別とし我國法上一般文官に對する懲戒は文官懲戒令第二條の規定するところにして同條に依れば

(甲) 職務上の義務に違背し又は職務を怠りたるるとき

(乙) 職務の内外を問はず官職上の威嚴又は信用を失ふべき所爲ありたるとき

に於て懲戒訴追を受くるものとす

懲戒の種類 懲戒の種類は分つて免官、減俸、譴責の三とす、免官の處分を受けたる者は其官職を失ひたる日より二箇年間官職に就くことを得ず、減俸は一年以上一年以下年俸月割額又は月俸三分の一以下を減するものとす(文官懲戒令第三條乃至第五條)尙懲戒は其結果より區別して矯正懲戒、淘汰懲戒の二と爲すことを得、而して矯正懲戒は將來ヲ警戒スルヲ目的トシ淘汰懲戒ハ其官吏を官吏の組織中より排除するの目的を有す、減俸譴責は前者に屬し、免官は後者に該當す

私法上の責任 官吏の私法上則ち民事上の責任とは官吏が職務を執行するに際し爲したる不法行為に因て生ずる損害を賠償するの責任を云ふ

定に基かざるへからず、而して我現行法は此點に付て何等の一般的規定を存せず、又慣習法の認むべきなし、故に特別の規定ある場合を除くの外公の權力の作用に付ては國家は賠償責任を負はざるものと解するを正當とす。

(乙) 官吏の責任 官吏が其職務に基き公の權力の作用を執行するに當り故意又は過失に依り其職務上の義務に違反することに依りて第三者に損害を加へたる場合に於て官吏は個人として其賠償責任を負ふや否やの問題に付ては、我國法は數個の場合に付ては明文を以て之を規定したり(刑事訴訟法第十四條、戶籍法第四條、不動産登記法第十三條、公證人法第六條)然るに他の一般の官吏殊に行政官吏の職務行為に付ては國法は一般に何等の規定を設けず、然れば其賠償責任を孰れに決すべきやは明文上不明なり、蓋單に法規の解釋公益の裁量を誤りたるに因り他人に損害を加へたる

官吏の爲したる行為が其權限外にある場合は國家の行為にあらず、從て官吏か一個人の資格に於て爲したる行為と異らざるを以て一私人か一私人に對し損害を與へたる場合と同一く民法の原則(民法第七〇九條以下)に依り損害賠償の責に任せざるへからざるは當然なり

官吏の爲したる行為が其權限内則ち職務行為に屬する場合に於て他に損害を加へたる時は之を要償するの責任ありや、之に對する賠償責任の有無及び其責任の主體に付ては現行法の規定尙十全ならず、而して之に關する學者の意見も亦一致せず、仍て茲には只通説を紹介することに止むべし、其説に曰く、

(甲) 國家の責任 公の權力に基く不法行為は民法の關するところにあらず、故に公の權力の作用に付て國家が賠償責任を負擔するや否やの問題を決するには民法以外の他の特別の規

場合と雖も尙官吏に賠償の責任ありとせば、官吏の職務をして極めて危險の狀態に陥らしむるものにして、殊に直接に人民に觸接する官吏は多くは下級の官吏たるか故に其危險の度頗る多く、我國に於ける一般の法律信念に反し、官吏は安にして職務を執ることを得ざるの結果に至り、行政の運用を阻害するに至るへし故に明文の存せざる限りは官吏無責任なりと解するを相當とす(終)

○赤痢病と其研究結果

水戸監獄監獄醫 萩 谷 忠

(六月二十八日水戸衛戍病院內軍醫分團醫學研究會に於ける講話の概要)

赤痢病は元東西印度埃及等より我邦に輸入されたもので熱帶地方では風土病と稱し熾に流行して居る、原因に就ては獨逸のアイヒホルスト氏は不

明、ホイフネル氏は分裂菌、日本の志賀博士はアミューバ、青山博士は分裂菌と云つて居るが如く其説區々であるが微菌分裂説が最も多い、

検査方法 微菌の凝集反應を見なければならぬが之れを見るには糞便を採つてするので全くは良く反應を見る事が出来ぬ、畢り培養して見たり乳精に移植して見たり其上動物試験を行ふなど却々面倒でコレラやペストの顕微鏡ですら見られるものでない又チブスに於けるウイタル反應の如きものでなく試験日數も四日以上を要すから赤痢の斷定に就ては學理的斷定を用ゆること云ふ事は普通開業醫の出来ぬ所だ、即ち臨床上の斷定に止まり症状としては熱、下痢、血便、裡急後重食嗜缺乏、衰弱等で又間々熱なきものもある、經過も區々で四五日又は一二ヶ月永きは一年以上に渡るものもある後は老人小兒は大概不良なものである

鹽類下劑 一般は最初下劑止瀉劑等を用ひて居るが今私のお勧めする硫酸鹽類下劑は眞の赤痢に

就ては効あるものと斷言するを得ざるも臨床上赤痢に疑はしき者に對しては効力あるものと思はれ殊に素人が平素下劑として用ひて居るが故にお勧めするので醫師を招聘するには及ばぬこと云ふのではない、醫師を招聘する前に一旦服用して置けば患者自身及醫師の爲に便利であると考ひられる

本月監獄は常に六百有餘の人間を收容し一ヶ年三千五六百人の出入あり又種々な階級の人を收容して居るから常に血便を洩す者七八名位ない事はない、斯る場合には隔離消毒は勿論總ての手當を遺憾なくやつて居るが今日迄に大正元年一名の赤痢患者が他より輸入されたのみで新患者を出した事はない

即ち入監の際疑はしき者あるや否やを調べ煮沸した物でなければ食はせず夜中は巡回して眠冷等注意到し粘液様の物を下す者に就ては鹽類下劑を投じて居るからた。此上に於て私は鹽類下劑をお勧めするのである

素人療法 アイヒホルスト氏が慢性赤痢には硫酸鹽類を與へる外の物はないと云つて居る通り私

は學理的赤痢は兎も角臨床的性の者には必ず此

鹽類下劑が効ある事を認めたのである、普通赤痢

に對して痢病であると云ふ所の感念より下劑を投

ずる事を忘れて居るが私は理想上毒は排泄すべき

が常理であると云ふ所から單に鹽類下劑を用ひて居

るのだ、鹽類下劑藥には舍利鹽、芒硝等あるがカ

ルス泉鹽殊に伊香保で出来る天然カ、ルス泉鹽

が最も服用し安く異様の便ある時に之を服用すれ

ば暫時にして普通便を洩し下痢が減少し二三日で

全治する、異様便を下すものに就て劇藥を勧める

事は出来ぬが此カ、ルス泉鹽は普通藥でもあり清

涼劑として服用するものであるが故に醫師は勿論

普通人に奨励するも毫も差支ないと言ふ、用法は

一歳が一瓦二分五厘二歳二瓦、三歳三瓦の如く

二十四歳の者は二十四瓦(六匁)二十五歳以上は二

十四瓦、之を一日に三回となし分服するのである

砂糖に混じて飲むも差支ない、價は僅一服四五錢

位なものだ。(常總新聞)

○教育ある女の犯罪の救済策 大阪の裁

判所に於て不起訴となつた女の中で引取人のない

のは救世軍の經營してゐる希望館に集まつて來

る、去年の六月同館が女囚の保護を始めてから本

年の五月まで滿一箇年間に收容した不起訴の女の

犯罪者は二十八人あるが意外の事には其の何れも

教育程度の相當にあるものばかりで其の内の一人

の如きは女子師範學校を卒業して數年間女教師を

務め郡視學に誘惑せられたのが墮落の原因となつた

のださうだ今では婦人ホームに救はれてゐる、そ

れから高等女學校、技藝學校を半途退學したもの

が三人、其内の一人は女優志願をして樂天地に女

優養成部に住込み中朋輩の箆筒の錠をコジ開け現

金四十五圓を盗んだのである、其の外補習學校を

卒へたもの、高等小學校を卒へたものなどがザラ

にあつて元來が竊盜犯人などになると低能が無教

育と定つてゐるのに女に限つて斯うも教育を受け

たものゝ多いのには當局者も一驚を喫して居る、

墮落の原因は様々であるが徳島縣、愛媛縣等四國
出の者に限つて殊に此の傾向が甚だしく統計にも
一番多くの數字を示して居る、救済は境遇を更へ
る事が最良の策で結婚をさせれば大抵の惡癖は治
つてしまふといふことである。(法律新聞)

通信

○近畿監獄職員茶話會概況

六月十七日於京都市六角會館開會

此日折悪しく雨天にして惡路なりしも午前十一時
頃より會員は踵を接して會場に參集し來り第一、
第二、第三の各控所共に和氣藹然として互に懇談
行はれ纏て定刻午後一時三十分には會員何れも所
定の會場に入り一同席定まるや赤塚典獄は滿場の
拍手喝采の中に壇上に迎られ發起人を代表して本

會開催の目的及其經過を述べて開會の辭とし尙東
西兩本願寺の本會に對し好意を以て多大の便宜を
與られたるを謝すると共に之を會員に報告し以て
谷田監獄協會長、山隈監獄事務官北島監獄協會主
事よりの祝電を朗讀す次に西本願寺三松教學部長
は赤塚典獄の紹介にて會員一同に挨拶し『孝子の
三寶』と謂ふ題下に品性の修養に關する講演を爲
し次て京都帝國大學文科の米田講師は『監獄の社
會政策的任務』に就てと題し監獄の任務より罪囚
の改善に關する理論伊太利學派の唱道、佛國學派
の主張を畧述して最新米國に於ける自治的行刑を
論する等右兩講師の熱誠なる雄辯を以て興味ある
問題を論せられ滿場喝采を博せり而して尙其後に
於て神戸愛隣館主村松淺四郎氏の米國に於ける免
囚保護事業の視察談ありて午後五時閉會せり因に
本日の出席者は二百有餘名ありて頗る盛會なりき
主なる出席者は左の如し

京都監獄

赤塚源二郎、鈴木重靜、中村兼治郎、富井隆信
安松貫、里誠一、川添敬三、米倉忠治、松永連
太郎、轉馬作次郎、西野泰眠、中澤一雄、黒瀬
智圓、堀川實然、加藤劍、横田長右衛門、
大阪監獄

杉野喜祐、兒島三郎、柏木幸平、飯尾美智足、
押田芳之助、高安博道、安藤福男、杉谷熊吉、
花村清市、大西次夫、河合庫丸、中村治、林淨
圓、本田規矩雄、

神戸監獄

加藤勝次郎、園權一、高貫篤一、佃離見、井上
金次郎、宮地健次郎、御手洗清次、上田清三郎、
膳所監獄

椎名通藏、岩城章、山崎治平、森口藤松、吉村
信孝、香川千巖

奈良監獄

上田定次郎、佐野安次郎、眞藤穰、森本岩松、
尾木儀枝、織田信行、

和歌山監獄

佐野佳夫、山東雄之助、今井豐雅、杉原磯楠、
内田徳次郎、山東登、

岡山監獄

田村英吉、近藤貞三郎、

京都府

井手久馬彦、水野定藏

本派本願寺

尾立卓爾

大谷派本願寺

沼波政憲

免囚保護會

尾形惟昭、莊林維新、八尋慈薫、大澤善助、立
身禪燈、朝日素道、那須寂湛、日種觀明、山村
貫立、井上作次郎、横井徹山、杉森貫隆、寺村
演隨、加藤丈雄、中尾捨一、村松淺四郎、山岡
五郎、長積隆道、鹽田榮次郎、

○盛岡監獄合葬式の概況

當監獄の墓地は本監を距る約十丁厨川村天昌寺境内に在り二十餘年來曾て合葬を行ひたることなく死者の誰たるやを知る能はざる實況なりしも今回明治二十八年八月より大正四年三月に至る在監中死亡せし者の内死體引取人なき者二百六十五名の合葬を行ひ一面墓地の整理を了りたるに付六月十七日當監獄敷誨場に於て合葬式を舉行したり當日來賓として大津巖手縣知事川井盛岡地方裁判所長三吉同裁判所檢事正及其他の判檢事新聞巖手縣警察部長巖手保護院長并理事及各宗寺院僧侶等三十餘名にして午前十時三十分成年男受刑者全部を集め來賓并に幹部職員一同列席し席定まるや先づ引野典獄は受刑者一同に對し合葬式舉行の旨を告げ次に神谷敷誨師導師となりて讀經に引續き再び引野典獄弔詞を朗讀して焼香し次に來賓職員總代及び在監者總代焼香次に本派本願寺派出盛岡駐在

布教師山崎教導師の「生活の價值」なる題下に一場の法談あり一後大津知事の訓話あり此間約二時間滿堂の受刑者は恰も水を打ちたる如く始終端座合掌し一同感極て暗涙に咽ぶの實況にして感化上の裨益尠少なからざるものあるを認む
午後零時三十分典獄閉式を告げ夫れより來賓一同を事務所樓上に請し午餐を饗し同一時半退散せり

○德島便り

德島監獄にては職員組織せる僚友會なるものありて平素職務の研究職員の親睦等種々畫策しつつありしが六月九日午前九時其會規に基き二十年以上の看守勤績者表彰式を舉行せり定刻に至るや職員一同事務室樓上に集合し會長大月典獄臨席先づ舉式の旨を告げ左の三氏に表彰狀及紀念品を贈呈し次で一同に對し三氏の功績を布演稱揚し併せて一同の恪勤熱誠を激勵し忠實奉公の誠を致さんこ

通

信

とを勸奨し以て適切痛快なる訓話あり嚴肅の裡に式を終れり當監にては去る大正二年に一回二十年以上の勤績者三氏を表彰し今又た此舉ありて前後二回表彰者六名にして内今尙眞摯に忠勤せるもの五名諸氏の功や没すべからず其表彰狀等左の如し

明治廿八年四月看守奉職 看守 高瀬角二郎
勤 績 二 十 二 年 看守 大岡小權太
明治三十年六月看守奉職 看守 玉田孝太郎
勤 績 二 十 年

贈呈紀念品時計壹個宛但勤績表彰紀念德島監獄の文字彫刻

君ハ(頭書年月)當監看守ヲ奉職シ爾來(頭書ノ通)勤績終始一日ノ如ク能ク忠實ニ職務ニ盡シ其功績尠カラス依テ別紙目録の通贈呈シテ茲ニ表彰ス

大正六年六月九日

德島監獄僚友會

會長從六位勳六等大月義平二

○廣島通信

廣島監獄に於ては職員の實地見聞を汎ろめ社會智識を研磨し延ひて獄界に資する所あらんとし左の規則を定め實行せり

司獄官見聞隊内規

一 本隊は司獄官見聞隊と稱す
二 本隊は職員實地見聞を汎ろめ社會智識を研磨するを以て目的とす

三 本隊は一組十人以下とし監督者一人を附す

隊員は非番看守を本位とし監督者は看守長又は看守部長を以て之に充つ

四 隊員は服裝姿勢を整へ見聞の爲め執務又は就業の妨げとならざる様注意するものとす

五 見聞の箇所は官廳、學校、會社、銀行、工場各種試驗場、試作場、陳列場、圖書館等苟も見聞に資すべき場所を選定す

六 見聞の日時及順番は戒護係に於て之を定め三日前に掲示し且つ文書係に合議して先方に交渉するものとす

七 視察に因て得たる所感は上官に報告し又は友僚俱樂部の例會席上に於て同僚に報告すべきものとす

○前橋通信

監獄職員家族會 前橋監獄にては七月一日午後一時より公會堂に於て職員家族會を開き參列者二百餘名あり生三教誨師の開會の辭に次いて櫻井久留萬小學校長は兒童と家庭とに就いて婦人を激勵し正木前橋郵便局長は勤儉貯蓄と生命保險に關し何れも有益なる講話あり茶菓の饗應ありて和氣霽々の裡に午後五時散會せりと云ふ尙渡邊典獄は前橋赤十字病院院長に請ひ時節柄衛生講話を聽く筈なりしも同院長は折悪しく遠來の客ありて來講を得ざりしが次回には進んで出席する旨快諾せられたりとのことなり

彙報

○大分監獄再入調說明

本表は受刑者釋放時に於ける改善有無の査定を事實の上に證明する必要あるのみならず一人の再入者ある毎に同時に十人も再入し來るかの如き感想を惹き動もすれば行刑の効果を疑はしむる處あるを以て再入歩合を調査し行刑上の效果の大體を知り行刑處遇に參考とし兼て刑餘者保護に於て全力を集注すべき期間を定むるの資料に供するを目的とし改善持續期間を五ヶ年とする刑法の趣旨に依り調査期間を釋放年時より六年目までとし調査せし結果左の如し

一、明治四十年以來十ヶ年間の再入歩合を見るに
初犯に於ては改正刑法實施の二三年間は著く再
入を減したるも累犯者に於ては差したる影響な

し殊に大正元年以來三回の恩赦令頒發後の再入に於ては初犯に於て著き變化を見ざるも累犯者の再入は稍増加の傾を示せり唯假出獄者初犯に於て貳百四拾八人に對し再入九名（此内一名殘

刑期の再入にして他は殘刑期終了後の犯罪な
り。累犯者に於ては二十二名の假出獄中一名の
再入を見ざるは聊か奇と稱すへし以上の結果は
研究に價すへき問題ならん歟

二、本表十ヶ年中調査期六ヶ年を了したる前五ヶ
年に徴するも釋放時改善有無の査定に對照すれ
ば再入者は豫想せし數には達せず被釋放者百人

に對する再入割合は平均初犯に於て十四人三分
乃至七分累犯に於て三十三人七分乃至三十七人
初犯累犯總合したる平均は二十一人二分乃至二
十一人九分の再入にして其殘存者は改善者と見
做すを得べし

三、本表十ヶ年通して再入すべき者は概して釋放の同年翌年に最も多數にして其兩年に再入せざる殘員が三ヶ年目に再入するものゝ如く其四年目より格別に再入を減少するを例とせり是に由て之を觀るに出獄後約三年間を最も危險時期として保護事業に熱中すべき必要を明示するものならずとせんや

自明治四十年
至大正五年
十年間大分監獄被釋放者再入表

年次	釋放時 釋放人員		再入年次		殘存者	釋放百人ニ對スル割合		殘存者
	種別	數	同年度	翌年度		同年度	翌年度	
四十一年	恩赦	六	—	—	—	—	—	—
	假出獄	三三	—	—	—	—	—	—
四十二年	普通	五五	五七	五九	四三	六二	三八	四一
	計	五九二	五七	五九	四三	五九	七九	四一
四十三年	恩赦	六	—	—	—	—	—	—
	假出獄	三三	—	—	—	—	—	—
四十四年	普通	五五	五七	五九	四三	六二	三八	四一
	計	五九二	五七	五九	四三	五九	七九	四一

[illegible]

合 計			五 箇 年			四 十 四 年			四 十 三 年			四 十 二 年			四 十 一 年		
普 通	假 出 獄	恩 赦	普 通	假 出 獄	恩 赦	普 通	假 出 獄	恩 赦	普 通	假 出 獄	恩 赦	普 通	假 出 獄	恩 赦	普 通	假 出 獄	恩 赦
二九三	二七九	一四二	七二〇	七二一	九六九	五八	五〇三	一四	四〇九	三七七	三	六三	六四	一六	六三	六四	一六
一五	一五	一	二六	二六	一	六	六	一	八	八	一	六	六	一	六	六	一
一八	一八	一	四	四	一	六	六	一	元	元	一	七	七	一	七	七	一
二四	二二	一	四	四	一	八	八	一	三	元	一	五	五	一	四	四	一
八	八	一	二〇	二〇	一	九	九	一	三	三	一	八	八	一	二	二	一
五	五	一	〇	〇	一	八	八	一	二	二	一	二	二	一	二	二	一
三	三	一	八	六	二	七	七	一	四	四	一	二	二	一	二	二	一
六	六	一	五〇	一四八	五七	四〇	四〇	一	二〇八	二〇六	一	五〇	四九	一五	六〇	六〇	一五
三〇九	三三三	一六	六〇	三九	五五	三	三	一	二	二	一	六〇	六〇	一	六〇	六〇	一
四六	三七	一	六	五九	五	五	五	一	四	四	一	五	五	一	五	五	一
六五	四七	一	四	五九	一	三	三	一	三	三	一	二	二	一	二	二	一
四二	四四	一	二六	二八	一	三	三	一	三	三	一	二	二	一	二	二	一
二八	二九	一	一三	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九	二一	一	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三〇	一三〇	一	一五〇	一四八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九八	九八	一	八〇	八〇	一	八	八	一	七	七	一	八	八	一	八	八	一
六	六	一	九六	九六	一	九	九	一	九	九	一	九	九	一	九	九	一
九八	九八	一	九六	九六	一	九	九	一	九	九	一	九	九	一	九	九	一

[illegible][illegible]

○樺戶監獄の盜難　六月十日夜同監獄樺內第九工場北側中央高さ三尺位の所に於て窓格子を破壊し内部に押入り左右二ヶ所に設置しある器械置き場を下錠の籠戸扉を破り左の物品を盜取せられたるも捜索の結果十一日午前十時頃に至り第三耕田收穫倉内に於て被盜難品たる籬一本食卓覆の布片を發見し尙他に於て其全

部を發見回收せる由
天王寺銘二、劍虫二、釘_{ベニ}二、前挽鋸二、手斧二、釘拔二、釘二、
鑿三九、背鐵一、鋸一九、目立鑄五、墨盤二、鉋臺一九、玄龍三、
器械箱二、裏鉋二、毛引及四、食卓製二、鋸二、曲尺二、磨銅一、
鋸一九、錘八、廻し引鋸一、目振一、

合拾箇			同			同			同		
箇			五年			四年			三年		
計年			五年			四年			三年		
計	普通	假出獄	計	普通	假出獄	計	普通	假出獄	計	普通	假出獄
一六〇	一三〇	三〇	一七〇	一四〇	三〇	一五五	一四〇	一五	一九九	一六五	三〇
二〇五	一四四	六一	二〇八	一六〇	四八	一八四	一四〇	四四	一九九	一六五	三〇
二二〇	一六〇	六〇	二〇八	一六〇	四八	二二〇	一六〇	六〇	一九九	一六五	三〇
二二七	一六七	六〇	二〇八	一六〇	四八	二二七	一六七	六〇	一九九	一六五	三〇
二五三	一八三	七〇	二〇八	一六〇	四八	二五三	一八三	七〇	一九九	一六五	三〇
二五九	一九〇	六九	二〇八	一六〇	四八	二五九	一九〇	六九	一九九	一六五	三〇
二六五	一九六	六九	二〇八	一六〇	四八	二六五	一九六	六九	一九九	一六五	三〇
二八〇	二〇一	七九	二〇八	一六〇	四八	二八〇	二〇一	七九	一九九	一六五	三〇
二八五	二〇六	七九	二〇八	一六〇	四八	二八五	二〇六	七九	一九九	一六五	三〇
二九〇	二一一	七九	二〇八	一六〇	四八	二九〇	二一一	七九	一九九	一六五	三〇
二九六	二一七	七九	二〇八	一六〇	四八	二九六	二一七	七九	一九九	一六五	三〇
三〇一	二二二	七九	二〇八	一六〇	四八	三〇一	二二二	七九	一九九	一六五	三〇
三〇七	二二八	七九	二〇八	一六〇	四八	三〇七	二二八	七九	一九九	一六五	三〇
三一〇	二三一	七九	二〇八	一六〇	四八	三一〇	二三一	七九	一九九	一六五	三〇
三一五	二三六	七九	二〇八	一六〇	四八	三一五	二三六	七九	一九九	一六五	三〇
三二〇	二四一	七九	二〇八	一六〇	四八	三二〇	二四一	七九	一九九	一六五	三〇
三二五	二四六	七九	二〇八	一六〇	四八	三二五	二四六	七九	一九九	一六五	三〇
三三〇	二五一	七九	二〇八	一六〇	四八	三三〇	二五一	七九	一九九	一六五	三〇
三三五	二五六	七九	二〇八	一六〇	四八	三三五	二五六	七九	一九九	一六五	三〇
三四〇	二六一	七九	二〇八	一六〇	四八	三四〇	二六一	七九	一九九	一六五	三〇
三四五	二六六	七九	二〇八	一六〇	四八	三四五	二六六	七九	一九九	一六五	三〇
三五〇	二七一	七九	二〇八	一六〇	四八	三五〇	二七一	七九	一九九	一六五	三〇
三五五	二七六	七九	二〇八	一六〇	四八	三五五	二七六	七九	一九九	一六五	三〇
三六〇	二八一	七九	二〇八	一六〇	四八	三六〇	二八一	七九	一九九	一六五	三〇
三六五	二八六	七九	二〇八	一六〇	四八	三六五	二八六	七九	一九九	一六五	三〇
三七〇	二九一	七九	二〇八	一六〇	四八	三七〇	二九一	七九	一九九	一六五	三〇
三七五	二九六	七九	二〇八	一六〇	四八	三七五	二九六	七九	一九九	一六五	三〇
三八〇	三〇一	七九	二〇八	一六〇	四八	三八〇	三〇一	七九	一九九	一六五	三〇
三八五	三〇六	七九	二〇八	一六〇	四八	三八五	三〇六	七九	一九九	一六五	三〇
三九〇	三一	七九	二〇八	一六〇	四八	三九〇	三一	七九	一九九	一六五	三〇
三九五	三二	七九	二〇八	一六〇	四八	三九五	三二	七九	一九九	一六五	三〇
四〇〇	三三	七九	二〇八	一六〇	四八	四〇〇	三三	七九	一九九	一六五	三〇
四〇五	三三	七九	二〇八	一六〇	四八	四〇五	三三	七九	一九九	一六五	三〇
四一〇	三三	七九	二〇八	一六〇	四八	四一〇	三三	七九	一九九	一六五	三〇

同 二 年			大 正 元 年			合 五 箇 計 年			四 十 四 年			四 十 三 年		
普 通 計	假 出 獄	恩 赦	普 通 計	假 出 獄	恩 赦	普 通 計	假 出 獄	恩 赦	普 通 計	假 出 獄	恩 赦	普 通 計	假 出 獄	恩 赦
一七四	一五四	一九	一三八	二二	三	一〇六	二〇六	九	一三	一三	一	二二	二二	一
二五	三	三	三	三	三	八五	九五	一	二四	四	一	〇	〇	一
一五	二	四	五	三	三	二八	一八	一	八	八	一	二四	一四	一
九	九	一	九	三	三	五	五	一	〇	〇	一	七	七	一
六	六	一	六	六	一	四	四	一	八	八	一	七	七	一
一	一	一	四	一	一	七	七	一	一	一	一	二	二	一
一	一	一	一	三	一	〇	〇	一	三	三	一	三	三	一
五	四	七	〇	三	七	三	三	一	五	五	一	四	四	一
二九	一〇六	一	八八	八八	五	六七	六六	九	八五	八五	一	六九	六八	一
二四三	二七一	二七三	八六〇	九九九	一	八三二	八四二	一	二〇〇	二〇〇	一	八九三	九〇三	一
八六	一五八	一五八	六八五	五〇〇	一	五〇	五一	一	七	七	一	六二	六三	一
五二	三九	三九	二九	二五	八三	四〇	四一	一	五七	五七	一	六二	六三	一
三四	一	一	一	一	一	二七	二〇	一	〇七	〇七	一	一七	一八	一
一	一	一	一	一	一	三七	三〇	一	二二	二二	一	二六	二七	一
三六	一〇〇	一〇〇	七〇	七三	一〇〇	六六	六六	一	六一	六一	一	六六	六六	一
八八	七〇	七〇	七〇	七三	七三	六六	六六	一	六六	六六	一	六六	六六	一

因に右竊盜犯人は同監出獄者井上久吉なる者にて同人は同月十八日俱知安警察署調査の手に湖越方面に於て逮捕せられたり

○被告人の鑑死 鹿兒島監獄に監受刑者放火事件被告人岩崎武真は六月十二日午後八時頃自己の帯を以て二重に首に懸けし其

一端を書籍棚の腕木に引通し常置の枕を踏臺とし兩端を書籍棚より約五寸首節より約一寸位の處にて片輪結びに繋ぎ合せる上鑑死を遂げたり原因は重罪を犯し將來を悲觀したる結果ならん

○受刑者の鑑死 奈良監獄在監竊盜犯鑑役一年二月池田國一は六月十日午後五時頃寢夜獨居拘禁中房內吸水鐵管に三尺帶

を結束して鑑死せり同人は入監前よりの不具者にて右手首より切斷され居りて出獄後他人と伍して執業する能はざるを悲しみ發作的に自殺を圖りたるならん

○在監者の逃走 福島監獄白河出張所に在監竊盜事件被告人直井其治同中村友次郎横領事件被告人鈴木四郎の三名は數日前より

逃走を謀り其機を窺ひ居りしに八日夜間に至り明九日早朝の洗面用水汲入の時に於て決行せんと熟練し同日午前五時頃用水運びの爲め看守が專斷にも單獨にて監房を開き前記中村友次郎を出房せしめたるに同人は出房するや突然看守に付制し右手を押へ月扉を

閉つる速なからしめ續て他の二名出來りて協力し看守を房内に押入れ監房前面廊下の兩戸の締りを破壊し機外に逸出逃走せるも追跡の結果二名を捕縛し一名は同日夜白河警察に自首せり

○受刑者の傷害 網走監獄在監竊盜犯八年十月藤井忠八同

強竊盜鑑役七年三月内田鐵三郎の兩名は同監所屬地越前より本監まで網走湖上薪材運搬中六月八日午前二時頃呼入牛島中端に來り陸地を去る約十間水深約六尺の所に碇泊し看守の隙を窺ひ巧みに兩鐵を取外し船内より逃走せるも捜索の結果同十二日警官の手に逮捕せり

○受刑者の傷害 神戸監獄姫路分監在監竊盜鑑役七年大塚彌一郎は同因二星佐市に對し工出役中佐市が他人が交付を受け居る疊工用油を下駄工難役夫に分與したるを交付を受け居る當人山

本某なる者が分量の減少し居るに心付き前記彌一郎に其理由を聞けるに右は佐市が下駄工難役に分與したる事實を語りたるを同難役夫は彌一郎が山本に密告したるものと邪推し彌一郎の席に至り其行爲を詰りたる際佐市も其場に至り行爲を難じ彌一郎を蹴りたるより短氣なる彌一郎は右兩名にて自分を迫害するものと一團に

思惟し突然作業用の庖子を持ち斬り付け逃げん 佐市を押へ付け組敷きて命も斬付けんとしたるを看守に拔劍し刀背を以て彌一郎の背部を一撃したるに漸く手を緩め起ち上がりたる隙に佐市は魚脛を脱し彌一郎は取押へられたり佐一の切創は治癒迄日數約十日位なり

○受刑者の殞死 三池監獄在監受刑者詐欺竊盜鑑役八年櫻井清三郎は六月二十日午後二時半頃宮の原境内西五十片部内四十五片に於て棧取就業中天井付着の岩石墜落し背柱を折傷し遂に死

亡せり

○受刑者の傷害 鹿兒島監獄在監受刑者詐欺加重逃走竊盜罪累犯鑑役八年橋口勝邦は六月二十五日午前七時半頃看守の隙を窺ひ居席を離れ同因久留典之助の居席後方に到り携へ居りたる綜釣棒を以て不意に同人の頭部及肩背部を毆打したるを以て加害者は直に取押へ被害者は直に治療を受けしめたるに打撲傷四個を認め治癒凡そ十日間位の見込原因は狼狽關係なり



叙

任

依願免本官

任典獄補六級俸下賜(依願免本官)

叙從七位

叙勳五等

月俸三十三圓給與

任看守長月俸二十八圓給與廣島監獄勤務ヲ命ス

任看守長給十級俸松山監獄勤務ヲ命ス

任看守長月俸二十三圓給與福岡監獄勤務ヲ命ス

浦和監獄勤務ヲ命ス

浦和監獄熊谷分長監ヲ命ス

叙勳七等

叙勳八等

監獄(秋田) 根守政規

看守長(浦和) 中谷一夫

教諭師(松江) 西元龍拳

監獄(横濱) 藤本慶太郎

典獄(和歌山) 佐野佳夫

典獄補(金澤) 岡 辰造

看守長(熊本) 相浦藤政

看守(廣島) 石井文太郎

裁判所書記(松山區) 今井彌平次

看守(福岡) 西野十介

看守長(熊谷分監長) 高木安次郎

浦和(浦和) 澤田幸太郎

看守(同) 白倉通雄

看守長(豐多摩) 小澤千代藏

看守(千葉) 十河政之

會報

○茶話會

六月十六日午後二時より本會樓上に茶話會を催せり講師は文學博士姉崎正治氏にして會員は例刻迄に續々參集し殆んど立錫の餘地なき盛況なりし博士は「報恩觀念と義務觀念」なる演題を掲げられ報恩觀念と義務觀念とは全然其山來を異にせりとの見地より日本支那に於ける昔時の君臣又は主従の關係と其忠誠の基礎觀念を説述し歐洲各國に於ける此種の觀念と對比し更に神儒佛耶の教義を敷衍して一般思想界に論及し極めて深遠なる説明を試み、歐洲戰亂と思想界の趨向、報恩觀念と義務觀念とに於ける一致點等に付き細説し萬座の傾聴を惹けり午後四時拍手裡に降壇せらる斯くて會員一同別室に於て茶菓を喫し歡談を交へ同五時過ぎ散

會を告ぐ當日來會者の氏名左の如し（但練習生の氏名を畧す）

大場 正雄	森口幸之助	本間 勲吉	小橋川昭慶
淺井正太郎	河合 哲	山内 末吉	大久保浪吉
宮下 壽	關 毅	鶴澤彌惣治	上野 泰吉
清水 誠輝	渡邊 末男	西原 幸藏	池 道雄
河野 純孝	武田 慧宏	坂井 冽	梶田 一郎
小林 寛治	力丸三代藏	矢島仲次郎	本良 英龍
羽柴瑪之助	土倉 是空	岡村 祥介	三浦 精翁
佐藤 信道	黒田源太郎	吉水 眞道	近山 盛雄
赤城 一雄	宮瀨 正義	和田太郎吉	松野彌太郎
四十萬兵衛	齋藤 敬二	長山 始	藤井 惠照
吉野順七郎	毛利 榮教	木村 與一	佐野豊四郎
杉野助三郎	重松 招雪	菊地 伊吉	酒井 善藏
長谷川鍾太郎	増子 賢慈	岡見 數馬	吉田嘉之助
飯島 藤作	長谷場圭介	笠原 傳吉	伊藤浩之助
常岡利三郎	高木安太郎	鎌賀 順吉	印南金次郎
山本 作藏	大島 徳治	石橋 理悦	佐伯 導信
岸川萬太郎	長谷場圭介	扇谷 與三	山口 三吉
中畑貞次郎	平多 衛司	藤井 藤藏	和田 岩雄
染谷 孝泰	磐井 宗成	根本 爲次	渡邊 圓流

會

報

白井 勇松 北島 真吉 坪井 直彦 有馬四郎助
鈴木 信彌 三浦 實 渡邊 武直 山隈 眞直
谷田 三郎

○監獄官練習所卒業式

第九回監獄官練習生の修業證書授與式は六月三十日午前九時半より同所講堂に於て舉行ありたり本日來賓の臨席には谷野、林、原、有馬、坪井、鈴木、岡部、芥川、河野、武田の各講師等にして例刻を以て谷田練習所長は修業證書を授與し次に所長の挨拶及訓示あり終て司法大臣閣下の祝辭（原秘書官代讀）次に來賓總代飯島喬平氏の演説次に講師總代林頼三郎氏の演説次に練習生總代大原看守長の答辭あり斯くて十一時三十分式は全く終了し來賓には別室に於て晝餐を饗せり尙ほ本年の卒業試験問題並に受験者氏名及び式場に於ける祝辭等は左の如し。

試験は六月二十二日より同二十四日迄三日間とす。

○監獄法

一、刑事被告人ニ關スル賞罰事務ヲ説ク可シ
二、左ノ字句ノ意義ヲ略解ス可シ

イ、巡閱 ロ、個別處遇 ハ、作業科程

ニ、空役 ホ、自辨物

○刑罰原論

一、自由刑ノ得失

○刑法總則

一、我刑法上ニ於ケル犯罪除却原因ヲ列舉ス可シ
二、過失犯處罰ノ理由ヲ要約シテ説明ス可シ

○刑法各論

一、逮捕罪ト監禁罪トノ意義ヲ示シ二者ノ異同ヲ辯スヘシ

一、詐欺罪ヲ論ジ恐喝罪ト異ナル要點ヲ舉示スベシ

○刑事訴訟法

一、不告不理ノ原則ヲ説明シ竝ニ其例外ノ場合ヲ列舉ス可シ

二、在監者法定期間内ニ正式裁判申立書、故障申立書、上訴申立書、上告趣意書等ヲ典獄ニ差出シタルモ典獄ヨリ裁判所ニ送致シタル時ハ既ニ期間経過後ニ屬シタリト云フ

右ノ場合ニ於ケル訴訟上ノ效果如何理由ヲ付シテ説明ス可シ

○刑事訴訟法

一、保釋中ノ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スルコトヲ得ルヤ

二、刑事被告事件ハ如何ナル場合ニ於テ公判裁判所ニ繫屬スルヤ

○監獄職員並教誨教育

一、司獄官ニ常識ノ必要ナル所以、例ヲ舉ゲテ之ヲ説明セヨ

二、典獄ニアラザル監獄職員ハ事務上ニ付巡閱官並會計検査官ヨリ指示又ハ命令ヲ受ケタル時如何ニ處置スベキヤ

○監獄實務

二五 岡田 佐平 室中	二六 村上 一耶 平壤
二七 關 勝彌 光州	二八 高橋吉次郎 膳所
二九 緒方 安章 福岡	三〇 井上 謙治 安濃津
三一 堀内 新一 和歌山	三二 藤澤 清 高松
三三 中矢 藤美 松山	三四 山中 徹一 大阪
三五 三輪 真保 札幌	三六 渡邊 清次 甲府
三七 中濱亥三郎 横濱	三八 森田 信平 奈良
三九 加藤庄一郎 宇都宮	四〇 高橋佐一郎 十勝
四一 田澤 繁雄 新潟	四二 印南 眞一 京都
四三 河上 標 廣島	四四 小林 一耶 名古屋
四五 佐藤 季三 札幌	四六 小林 強 網走
四七 高井辰之丞 岐阜	四八 片岡 權藏 西大門
四九 相場 金治 秋田	五〇 徳田 安温 沖繩
五一 野崎 辰雄 長崎	五二 水町 忠三 公州
五三 花田立田枝 巢鴨	五四 遠藤 作馬 巢鴨
五五 小澤 義親 小菅	五六 渡部 英太 小菅
五七 齋藤 保 樺戸	五八 小澤 傳藏 前橋
五九 川上 勝馬 熊本	六〇 中山 正衛 松江
六一 阪本 三郎 三池	六二 岡田重太郎 岡山
六三 岩崎 碌朗 函館	六四 下川 彌八 宮崎
六五 原田 忠吉 福岡	六六 山崎 壽馬 廣島
六七 小野 喬一 横濱	六八 柴内 春治 東京

一、雜居拘禁ニ於ケル分類及分類上ノ注意

二、作業經營上受負業ノ利害

○同

一、身上票ノ調査ト行刑ノ關係ヲ詳論ス可シ

二、統計小票法ト同様式法ノ區別及其得失ヲ列舉スベシ

受驗者氏名

成續順氏名	成續順氏名	監獄名
一 大原 虎夫 佐賀	二 柳田勘四郎 大分	
三 福永 有文 徳島	四 鹽見 市郎 山口	
五 村上吉三郎 關東	六 山根金一郎 松江	
七 林 秀俊 大阪	八 大島市三郎 水戸	
九 岡本 幸次 高知	一〇 多治比宗典 東京	
一一 朝岡 晴光 山形	一二 菊地 卯吉 静岡	
一三 北村 久則 金澤	一四 赤林 市郎 盛岡	
一五 生田 一雄 豊多摩	一六 前田 寛一 神戶	
一七 鈴木喜一郎 豊多摩	一八 榮田 彌三 長崎	
一九 岡部清四郎 福島	二〇 西田精太郎 青森	
二一 田上 龜 西大門	二二 津久井作司 浦和	
二三 長谷川清十郎 大阪	二四 熊野太三郎 臺北	

六九 田中吉之助 鹿兒島
七〇 吉岡 修三 千葉
七一 高谷阿龜樓 神戶

松室司法大臣祝辭

本日第九回司獄官練習所修業證書授與ノ典ヲ舉グルハ本大臣ノ欣慶ト爲ス所ナリ

歐洲ノ戰亂發生以來既ニ三年我邦モ亦其影響ヲ受ケ經濟界ノ活潑ノ爲メ端ナク民風ノ奢侈輕佻ヲ馴致シ官吏ニ至リテモ亦將サニ漸ク此渦中ニ陷ラントスルノ狀アルハ洵ニ憂慮ニ堪ヘズ是時ニ當リ司獄官タル者毅然トシテ流俗ノ外ニ立チ能ク其本分ヲ守リ忠實廉直紀律ヲ重ンジ上官ニ對シテハ其誠意ヲ盡シ同僚ニ對シテハ和平協力身ヲ以テ職務ニ致サルベカラズ

諸子ハ全國幾多ノ監獄ヨリ簡拔セラレテ練習所ニ入リ今ヤ正ニ其履修ノ課程ヲ卒ヘ各將サニ歸任シテ實務ニ當リ併セテ範ヲ他ニ示サントス其責任ノ重大辯ヲ要セズ今ヨリノ後各當サニ奮ヒテ益研鑽ノ功ヲ積ミ其得タル所ヲ提ケテ之ヲ實地ニ活用シ

以テ職務ノ進歩改新ヲ圖ルコトヲ要ス夫レ然シテ
後庶幾クバ練習所擬建ノ主旨ニ副フコトヲ得ン
ヲ祝辭ト爲ス

大正六年六月三十日

司法大臣 松 室 致

谷田練習所長の挨拶及訓示

閣下並に諸君、今日此所に於きまして第九回目
の監獄官練習所修業證書授與式を舉行することに
相成りました、所が時節柄非常に暑いにも拘はら
ず、又此節は議會の開會中で殊に多忙で在らせら
るゝにも拘はらず、閣下諸君が態々御來臨下さい
ましたのは今日の卒業生は勿論のこと、我練習所
並に我監獄協會の非常に光榮と致す所でございま
して、私は此練習所の長並に監獄協會の長と致し
まして深く御禮を申し上げます。

此度の練習所生徒となりました者は元八十二名
でございましたが、其中一名だけは病氣の爲めに

關係を致して居らぬやうな者もございするが、
併し大部分は皆今日も仍ほ監獄の仕事に従事を致
して居りまする者でございまして、此練習所で修
業を致しました者が今日は我監獄の吏員の中で中
樞を成して居りますし、是等が各監獄に於ての一
番主に仕事を致して居る者でございまして、此度又
八十名以上の修業者を加へまして此人等が監獄の
實務に従事をして、さうして此所で得た所の經驗
を以て獄務の改善に當るといふことになりまする
のは我監獄事業の爲めに甚だ喜ぶべきことでござ
います、斯様な卒業生を出すに至りましたのも是
れ皆今日茲に御來臨の榮を賜はりました本省の參
事官諸君なり、又大臣、次官は勿論でございます
るが、其他の裁判所の御方といふやうな司法部の
方々の同情に依りまして此練習所が成立ちまし
て、今日まで滞りなくやつて参つたのであります
から、我々は練習所の役員と致しましては卒業
生を出す毎に先づ以て本省の方々に對して大に感

一週間程前に試験を受けずして退所致しまして八
十一名の人が此度此練習所に於て修業を致した次
第でございまして、此八十一名の中で内地の監獄か
らこちらに参りました者が六十四名、一名は退所
致しましたから詰り六十三名になります、朝鮮、臺
灣、關東の方の監獄から入所致しました者が八名、
此外に教誨師又は教師等で聴講生として入所致し
ました者が十名でございまして、此度の練習所は
先程申しますやうに第九回目になりますのでご
ざいまして、第一回から此前回の八回に至ります
るまで此練習所に於きまして修業を終へた者が合
計六百七十四人程に達しましたのでございまして、
之に此度の修業者八十一名を入れますると七百五
十名餘の監獄に關係を致して居りまする者が此練
習所の教育を受けたといふことに相成るのでござ
います、此七百餘名の中には唯今監獄の職務に従
事致して居らぬ者もございまして、又教誨師、
教師等でございまして行刑の方の仕事には直接に

謝の意を示さなければならぬのでございまして、ご
うか今後に於きましても相變らず此監獄協会の練
習所に御同情を持たれまして御盡力あらむことを
偏に希冀致します。

卒業生の諸君に告別の辭として一言致して置き
ますが、諸君は此三月にこちらへ上京をされた
のはまだ誠に寒い時でありましたが、それから春
を過ぎ、今日の極く暑い時まで能く勉強をされて、
今日此修業證書を得られたといふことは諸君の名
譽は勿論のこと、又我監獄界の大に喜びとする所
でありまして、誠に御目出度く存する次第であり
ます、本年は殊に卒業の成績も昨年よりは寧ろ宜
しかつた方で、講師諸君の方からも概して皆出來
が良かったといふ御譽めに與つたので、私は最も
満足する所であります、又一時病人等も随分あり
ましたが、病氣の爲めに退所しなければならぬこ
とに立至つた人は僅に一人であつて其外の人は大
した病氣もなく、今日極めて强健にして任地に歸

られるといふことは是れ亦最も御目出度いことであ
ります、それで諸君に申上げることにはもう私は
略々盡きて居るのであるが、諸君が監獄官吏とし
てどういふ仕事をしなければならぬものである
か、監獄の事務を管理して行くのには如何なる心
掛が要るものであるか、どういふ規則に依らなけ
ばならぬものであるかといふやうなことは、此
四箇月の間に各講師から懇篤なる教を受けられ
て、是に依つて諸君が充分承知されて居ること
であります、それから又諸君が今日の獄制の状態
に付て如何なる態度を執らなければならぬもので
あるか、今の時勢はどういふものであるか、今日の
四人の性質、又今後這入つて來べきもの、四人の
種類なり性質なりといふものはどういふものであ
るか、今までの監獄の四人なり監獄の仕事なりと
はどういふ點に於て違つて居るかといふやうな事
柄に付ては、昨日私が此處で諸君に充分御話をし
た所でありますから、今日はもう私は述べぬの

であります、諸君は各講師の懇切なる教と私が是
まで機會ある毎に幾々御話をした其微意を充分に
酌取られて、今後我邦の監獄の事業に充分の貢獻
を齎さるゝといふことは私の信じて疑はぬ所であ
ります、故に私は多くの言葉を重ねないのであり
ますが、どうか諸君が今後任地に歸られてからも
始終健康であつて、さうして誠に割の悪い様の下
の力持のやうな、併ながら甚だ高尚にして偉大で
ある監獄の仕事の爲めに充分に盡されむことを希
望して已まないものであります、今後私が諸君に望
むのは詰り之に外ならぬので、どうか忠實なる役
人になつて貰ひたい、さうして此仕事の如何なる
ものであるかといふことを充分に諸君が認識し
てさうして他の人から見ると誠につまらぬと言は
れて居る職務の爲めに盡されるのが、是が諸君が
國の爲めに盡す所以である、社會の爲めに盡す所
以であるといふことを充分體認せられて、さうし
て益々職務の爲めに奮勵せられむことを望んで止

まないであります、之を告別の辭とします。

來賓飯島秘書課長の演説

閣下、諸君、本日の第九回練習所卒業式に於き
まして來賓の席末を汚し、潜越ながら諸君に對し
て御祝を申上げることゝ相成りましたことは私の
最も光榮とする所であります。

御祝ひなり或は諸君に對する御心附などのこと
は唯今監獄局長から段々と御話がありましたので
で、更に私から申上げる程のことではないのであり
ます、併ながら此御目出度い卒業式に臨みまして
來賓の席末を汚しながら一言御祝ひと希望を簡
單に申上げて見たいと思ひます、諸君は全國の監
獄から選抜されて帝都に御出になりました、練習
所で修業せらるることになりました、先程谷田局
長の御話の通りに、諸君は今日の監獄行政に付き
ましては中樞の方である、其中樞の方の中で選抜
されてこちらに御出になつたといふことは、既に
諸君に取りましては非常なる名譽であると私は固

く信じて居る、而して四箇月といふ時は決して長
くはない時でありますが此四箇月の間に熱心懇篤
なる各諸先生から必要なる各種の學科を御學びに
なつて、殊に最近非常に暑さも増して參りました
にも拘はらず、能く其業に御勉強になつて、而し
て、今谷田局長の仰せの通りに近頃無い立派な
成績を以て今日卒業の免狀を得られたといふこと
は、重ね／＼諸君の名譽であると存する次第であ
ります、諸君は近々任地に御歸りになるであらう
と思ひます、任地に御歸りになりました所の諸君
は、こちらを御出發になる前の諸君とは其素質、
其實質に於て全然違つた方になつて居ると私は信
じます、唯今申上げたやうな風に選抜せらるゝこ
とが既に名譽である、其上に各種の學科を御練習
になつて、さうして立派な成績で卒業されたとい
ふことは是までの諸君とは全く違つて、立派は實
質素質を持たれて任に御歸りになるので、監獄行
政の上には是れ程目出度いことではないと思ふのであ

ります、而して諸君が監獄行政の中樞の方々であるといふことは先程谷田局長の仰せられた通りでありますから、今後素質實質に於て優秀になられた所の諸君が監獄行政の中樞として其事務に當られるといふことは、監獄事業の爲めに喜ぶべきことであると深く信ずる次第であります。

更に進みまして私は氣附きました所の希望を述べて見たいと思ふのであります、實は私は諸君の仕事に對しましては甚だ素人であります、却て諸君から教を受けるやうな地位に在る身であります、併ながら物の觀察は却てさういふ方面の者が場合に依るとちよつと變つた趣もあるやに聞きますので、私の所謂素人觀といふものを聽いて若し御參考にでもなれば私の幸とする所でございませう、其申上げたいことも實は今谷田局長から御話になつたので盡きて居りまして、大體それと同趣旨であります、其の一は諸君が職務に對する自覺といふこと、他の一は諸君が其職務を御執りにな

るに付きまして守るべき條件は何であるかといふこと、此二つであります、此二つは最早私が爰で申上げるまでもなく、是までも再々御氣附きになつて居ることでありませう、又殊に此練習所に付しましては諸先生から再三再四御話になつたことであらうと信じて居ります、併ながら今日御祝ひと同時に重ねて其事を申上げて御注意を喚起して見たいと思ふのであります、職務の上に對する自覺のことは是は私の如き素人から諸君に申上げるまでもなく、司獄官といふ職務は實は或意味に於きましては教育家であります、國家の總ての文物の發達を圖るのには先づ人の素質といふものを改善しなければならぬ、其人の素質といふものを改善しなければならぬ、其人の素質といふものを改善しなければならぬ、其人の素質といふものを改善して行くといふのが普通所謂教育といふものでもあります、教育といふものに依つて人の素質といふものを段々善に導いて行くのであります、此社會制度のあります限りといふものは其中に於き

まして異常の人物が出来る、即ち罪を犯す人物の出来ることは免れないことであります、其罪を犯した人も國家の一員であります、日本の臣民であります、之を改善するといふことは恐く普通の教育者が普通の民を教育するよりも尚ほむづかしい、一面に於て法の命する所に依つて嚴重に刑の執行といふものを加へなければならぬ、刑の執行は須らく峻嚴なるべし、併ながら其峻嚴に刑を執行すると同時に改善といふことを始終頭に置かなければならぬ、唯徒らに人を縛つて人を幽閉するのみでない、其間に其人が改善して行くといふ一つの端緒といふものが出来なければならぬ。即ち一面に於ては嚴しい獄舎に拘束して自由を束縛するといふ仕事をして居ると同時に、他の半面に於てはそれを教育しつゝあるといふことを御認識になつて居ることが必要であらうと思ふ、是は抽象的のことでありませうけれどもさういふ風に御考へになつて居るといふと其地位は今も谷田局長の

仰せの通り非常な高遠高尚なものであります、まだ日本では監獄といふことに付きまして人が注意を拂つて居らぬといふ程度であります、是は甚だ遺憾なことでありまして、將來に於て何等かの手段を取らなければならぬ必要のことであらうと信じて居りますが、現在に於てはまだ充分に監獄に對して注意を拂つて呉れるといふまでにはどうも至つて居らぬのであります、刑餘の者に對する所の免囚事業に付きましてはまだ充分といふことは出来ないだらうと思ひます、恰も裁判事務に付きまして裁判所検事局と辯護人といふことが兩翼を成して居ると同じやうに、其裁判を受けた者に對しましては一面に於ては監獄、一面に於ては免囚の保護といふことが兩翼になりまして非常に大切なことでもあります、若しも幾ら裁判を致しましても監獄の方の結果が良く行かない、或は刑の執行を終つた所の免囚の保護が充分でないといふことになつたならば、結局得る所は何にも無いことにな

ります、そこで先づ裁判の結果を得る爲めには監獄の事務を執る方に於きまして非常なる其職務に付ての自覺を爲して、自ら範を示して、囚人が心から悔悟し、心から善人になるといふ自覺を持つて来るやうにするといふ御考を持つて居ることが始終必要であらうと思ひます、是は御自身の職務に付てどういふ風に御自覺になつて居るかといふことに付て諸君の御考は極つて居ると思ひます更に進んで諸君が職務を御執りになるべき條件、踏むべき所の道は何であるか、是は諸君にのみ特有なものではなくして、他の官吏にも必要なことであります、最近に内閣の訓令に出ましたので既に御覽であらうと思ひますが官吏としては其本分を守らなければならぬ、品位を保たなければならぬ、公私の區別を明かにしなければならぬ、秘密を守らなければならぬ、是等は司獄官に付きましては非常に大切な條件であると信じます、恐く人には種々な暗黒方面があるであらう、其暗黒方面

の中でも殊に嘗て刑を受けたといふことは人の暗黒面とすることであり、何某が刑を受けたといふことは其任に當つて居る諸君が一番能く知つて居る、其刑餘の人を指して彼はいつ何日監獄に這入つたといふことを公言するのは宜しくない、公言しないといふことが職務上の秘密を守るといふことに當る、それを何かの機會に於て發表するといふことは穩當でない、又刑を受けた所の人間を教育する所の地位に居らるゝ其人が刑辟に觸れたやうな異常の人に對する態度に付ては自ら範を示すといふことにならなければならぬ、即ち先づ人を正しうせむと欲すれば己れを正しくしなければならぬ、自ら範を示して一面には嚴しい所の刑を執行して、一面に於て精神的に改善の効果を擧げることに御努めになる、即ち本分を守り品位を保つといふことが非常に大切なことであります、先程申上げましたやうに諸君が監獄行政の中程の方としてこちらに御出でになつた時と全く違

つた方として御歸りになつた以上は、さういふ方面に付て監獄吏員の模範となつて、さうして獄務改善の途を益々攻究されることを希望するのであります、甚だ此御目出度い席の言葉と致しては忌はしいやうであります、往々にして監獄官吏に付きまして兎角の批評なり或は事實を曝露することなきにしも非ずでございます、澤山の中に一つのことがありまして何か監獄といふものは非常に妙なもののやうに思はれるのであります、寸毫たりともさういふことを示さないといふことが殊に囚人を改善する所の職務を持つて居る司獄官としては非常なる緊要のこと、信するのであります、でありますから服務に對する所の條規に付きましては茲に重ねて御話するまでもなく、先頃の訓令の注意なり此度の教官の注意を始終念頭に置かれて、本分を守り品位を保つといふことに御注意を願ひたい此二つのことは當然のことでありまして、私の特に此席で繰返す必要はないやうであ

りますが、總てのことは此二つから出て來るのであります、一つの間違ひがありましたことを探究して見ると、此孰れか或は二つとも注意の足りないことがあつて起つて來るに相違なからうと思ふ、諸君は是から任に御歸になりまして、従前に變つた素質、實質を以て益々獄制の改良に従事になるのでありますから、同時に官吏たる地位に於きまして斯ういふ方面から立派な人間になつて行くといふ態度を執られむことを深く冀望する所以であります

ホンの心附きましたことではありますが、今日御目出度い席で諸君の驥として微意を述べ併せて將來諸君の健康を祈ります

講師總代林檢事祝詞

本日は諸君が御勉強の効が現はれまして、芽出度修業證書を得られましたことは誠に諸君の御名譽な次第で、吾々講師に於ても深く満足とするところであります、唯今は段々當練習所長からの御

訓示もあり、司法大臣の御訓示もあり、飯島秘書課長の有益なる御話もありました、孰れも其御趣意は日常服膺しなければならぬ金玉の御言葉でありまして諸君を送る臆の御言葉として是に優るものはないと思ひます次第であります、從て私から外に申し上げるやうなことはないと思ひますが、併し今日は講師の總代として何か一言述べるやうにといふ御命令を受けまして、潜越ながら總代として此席を汚すことになりました次第でありますから、唯だ一二の所感を述べてさうして此責を塞ぎ且つ御祝詞に代へたいと思ひます。

諸君が此練習所に御入りになつて丁度四箇月、此僅かな間に澤山な科目に就て御學びになつて、嗚かし御骨折であつたらうと御察して居ります、今日修業證書を得られまして恐らくは重荷を卸されたやうな御感じがあるであらうと思ひます、又實際重荷を卸されたに相違ない、併し重荷を卸されたといふことは、僅かな間のことでは

諸君が任地に御歸りになるまでのことであります、任地に御歸りになりますといふと、從前よりは一層重い責任を擔はなければならぬ次第でありますから、諸君は先づ第一に其御覺悟が必要でありますから、申すまでもなく諸君は監獄の澤山の職員中より選拔されて此練習所に御入りになつたので、本來同輩中での抜群の方である、それに既に實務に就ては相當の御経験があり、さうして今度必要なる新知識を得られましたことでもありますからして、諸君は任地に御歸りになつたならば、之を實際の事務に施してさうして從前よりは一層良き成績を挙げなければならぬといふことは、是は勿論のことです、殊に諸君は段々監獄の牛腦者となり又は一層樞要な職に就かるべき方であらうと思ひますから、諸君の一舉手一投足の影響するところは少なくないこと、思ふ、でありますから諸君は從來も勿論さうでありましたらうが、將來に於ては一層監獄の職員の

模範となるといふ意氣込みを以て、益々身を慎み又職務に勉強され、さうして我監獄事業の爲めに貢獻せられんことを偏に希望する次第であります、是に就て一二の注文を致して置きたい、それは外でもありません、先づ第一に諸君は任所に歸られて事務をお執りになるやうになつても、此練習所で御勉強になつて居つた其意氣込を忘れず、總ての事柄に就て常に研究的態度を以て戴きたい、此事は獨り監獄部内の事のみではないので、一般に通じてのことです、兎角實務に従事するものは研究を等閑にする弊がある、是はさうもどの方面でも程度こそ違へ多少斯ういふ弊があると思ふ、是は詰り日常の事務といふものは取立て、研究しないからと言つて一通りの素養があり一通りの経験があるものであるならば、當面の事務には差支へは起らぬ、在來の振合等に従つて眞面目でさへやつて居ればさうやら濟んで行くのであります、そこで實務家は兎角研究を疎かに

するといふことになるのであります、併しさういふことでは、何時まで経つても事務の改善進歩といふことはない、社會は變遷の極りないもので、周圍の事情といふものは日に月に進歩して參るのでありますから、其中にあつて或事柄は進歩しない、在來の儘であるといふことになり、是は唯だ進歩しないのみではない、或意味に於ては退歩である、外の事が進んで或事が止つて居るといふことであるならば關係的にいへば退歩である、さういふことは随分あることであり、さういふ譯でありますから諸君は平素研究といふ心懸を忘れずに、暇があれば必要な書物を読み、又事務に當つて其事の利弊といふことを考慮し、さうして向上進歩といふことを努めなければならぬと考へる、殊に諸君は當練習所で種々の科目に就て御研究になつて修業證書を得られました、私共の受持つた刑事法に就て申ししても、實は本の大體

孔子の如き穩健な人が斯やうな鋭い言葉を以て申されて居る、怠惰者顔色なしである、どうか諸君も研究の暇がないといふやうなさういふ弱い事を言はずに、大に勇猛心を奮起して、さうして一層の研究を遂げられんことを切望する次第であります、併し茲に一寸諸君の誤解のないやうに申して置かなければならぬと思ひますことは、私が諸君に研究といふて勧めますのは、決して諸君をして空理空論を弄する理窟屋になれといふ譯ではない、諸君に議論達者になれといふのではない、申すまでもなく研究の結果を實際に施してさうして一層實務の効果を擧げんことを期する爲めでありますから、自分が研究して多少得るところがあつたといふても、之を鼻にかけてさうして濫りに理窟張るやうなことがあつてはならぬといふことは、是は勿論のことであります、又物事には順序もある、紀律もある、殊に官吏は上命下従の關係もあるでありますから自分が研究をして新らしい考へ

を會得されたに過ぎないのであります、一年や二年でも深い研究の届くべき次第のものではない、愚くは他の科目に就ても大體同様のことであらうと考へて居ります、詰り諸君が此處で研究されたことは、是から進んで研究さるべき土臺となり手引となる、言ひ換へれば詰り苗を植付けられた、それだから此儘にして置いて研究を繼續しなければ、苗は途中で萎れて仕舞ひ花も咲かず實も結ばぬといふことになるであらうと思ひます、さういふことでありますといふことは勿論でありまして、各位の意に背くといふことは勿論でありまして、諸君も折角勉強されて其効を現はさずして終るといふことになる、それでありますからどうぞ一つ一層の御勉強を願はなければならぬと思ふ、或は近頃は事務も段々に繁劇になる一方であります、さうして人員は不足勝のやうである、逆も今の状態では研究の餘裕はないやうに考へる人があるかも知れませぬ、此事は随分外でも聞く言葉で、ご

うも永續して勉強などは出来ぬといふことを往々申す、併し私はさういふことは非常に卑怯の言葉であつて、怠惰者の言葉と言つて宜い、詰り自分の怠惰を庇護ふといふ辯解の言葉である、若し自分が眞に研究をし眞に勉強をせんとする確固たる精神があるならば何んぞ暇なきを憂へんやである、私は決して平素諸君の職務がどの位繁劇であるといふことを知らずに無理を申す譯ではない、ウイテンブルクといふ人は申して居りますが、其人は自分自身の経験に徴して間違ひはないと、斯ういふ保證附で申して居る、其言葉に「如何なる事務に服し如何なる地位にある者と雖も讀書せんと欲せば必ず其時間あるものなり」斯やうに申して居る、是は經驗上間違ひない言葉であると言つて居る、此人の言ふたと同じ意味の言葉は孔子も申して居る、是は御承知でもありませう「學ぶに暇なしといふ者は暇ありと雖も學ばざる者なり」斯やうに申されて居ります、實に鋭い言葉であります、

三

が起るといふやうなことで、其考へが至極結構なことであつても、それは何時でも如何なる場合でも常に遮二無二行はれるといふものではない、事柄の性質にもより大小輕重にもよる、又諸般の關係に従つてそれ／＼之行ふべき順序方法といふものもあるものでありますから、それ等の點に就ては能く誤りのないやうにすることが必要であると思ふ。

それから尙ほ一つ諸君に申上げて置きたいことは、多少研究をして幾分が頭が出来て來るといふと兎角當面の日常の事務を輕んずるといふ弊が起る、此事は殊になまじい僅が學問をした人に随分あり勝ちなことである、是は餘程注意をする必要がある、若し研究をして如腦が段々進んで來たが爲めに、實際の事務を粗略にするといふやうなことがあつては、是は誠に不都合なことであると思ふ、前にも申す如く諸君が研究をするのは、是に由て得たところのものを實際の事務に應用して、さ

うして職務の實績を擧げる爲めである、然るに研究をしたが爲めに職務の成績の方は反つて擧がぬといふやうなことで、是は研究をした效がない、唯だ效がない許りではない、研究をしたことが反つて仇となるやうなことになる、それであるから縦令自分の力はモット大きなモット氣の利いた仕事をするのに充分である、現在自分の擔任して居ることは誠に低い小さいことである、斯ういふことであつても之を輕視することなく誠心誠意を以て最善なる力を盡し、彌が上にも其事柄を完全に仕遂げなければならぬと思ふ、豊臣秀吉は御承知の通り世にも稀なる英雄で卑賤の身から起つて天下を取つた、さうして太閤になつた人である、よく世間で太閤は細瑾を顧みずなどと綴つて申しまして、秀吉といふ人は亂暴な細いことに頓着せぬやうな人のやうに俗間で申して居る向もありすが、是は段々調べて見ると非常な間違ひである、彼は職務に就て非常に忠實であつたといふことは

實に驚くべきものである、是は色々の本にも出て居ることありますが、秀吉は元信長の馬方であり、ところが此馬方としての仕事を彼はその位忠實に勤めたかといふと、一通りの馬の世話をしただけでは満足しない、人並にした以外に暇があるといふと馬の毛を撫てやる、そこで馬の毛の光澤が非常に良くなつて參りまして見違えるやうになる、斯ういふやうに忠實にやつて居つたものであるから、信長が非常に感服して斯ういふ男は馬方には勿體ない、草履取りに取立つてやらうと云ふことになつた、此草履取りといふこともつまらぬものでありますが、兎に角一段上の仕事に使つてやらふといふことになつた、草履取りといへば主人が他所に出る時に馬なり駕籠なりの側に付いて草履を持つて行く、主人が歸る時には草履を揃へる、斯ういふ詰らぬ職務であります、それだけの事をすればそれで一通りのことは済む、ところが彼の職務に忠實なるやそれだけでは満足しな

い、冬の寒い時などは其草履を懷中に入れて暖めて居る、主人の草履でも草履であるから汚ないものに違ひない、併ながら其草履取りとしての職務を、秀吉は其位に努めた、それで信長がそれを履く時には非常に暖かくて具合が宜いといふやうなことで、益々其忠實なると誠意誠心があるといふことに感服されたといふやうなことで、段々に秀吉は信長に用ゐらるやうになり足輕になれば足輕の職務といふものを忠實にやる、一部の將となれば部將としての職務を忠實にやる、一國の主になれば一國の主としての職務を忠實にやつた、さういふことからして段々彼は立身して遂に天下の權を掌握するに至つた、勿論秀吉が天下を取つたのは單に職務に忠實であつたといふ、それ許りであつたとは言へない、其他色々の事情が加はつて居るのであるといふことは是は勿論であります、併し秀吉は如何なる職務にでも不平を言はずに自己の任務とするところのものに誠實忠實であ

つたといふことが其一因を爲して居るといふことは、是は疑ふべからざることである、若し馬方の仕事や草履取りの仕事や足輕の職務などいふものはくだらぬものであるといふやうなことで、之を疎かにしたやうなことがあつたならば、彼は信長に用ゐらる機会がなく、結局碌々として終つたかも知れないと思ひます、例は適當でないかも知れませんが、職務に忠實であるといふことの必要なることは誠に明かなことで、此事は西洋に於ては一層重く一般に考へられて居るやうでありまして、西洋の書物には澤山其事が書いてある、此職務に忠實といふことは勿論官吏のみに限つたことでないのでありますが、官吏としては殊に是は絶對に守らなければならぬ、一個の信仰個體でなければならぬと私は考へます、どうか諸君は一面に於ては益々怠らなく研究すると同時に、一面に於ては誠心誠意を以て其擔當する事務に當つて、成績を擧げてさうして當練習所で御學びになつたこ

だが、空しくならぬやうに努められんことを切に希望する次第であります、之を以て諸君を送くる言葉と致します。

終りに臨んで甚だ無難なことを述べまして時間を費しましたことは、御列席の閣下並各位に對して深く拜謝致す次第であります。

答 辭

茲ニ第九回監獄官練習生修業證授與ノ式典ヲ舉行セラル、ヤ閣下諸賢ノ貴臨ヲ辱フシ而カモ諄々トシテ高明ノ指教ヲ賜ハル 生等ノ光彩更ニ錦上花ヲ添ユルノ感ナクンバアラズ

惟フニ獄務ノ發展ハ人材ノ網羅ニ在リ施設ノ完備固ヨリ之ヲ等閑ニ附ス可カラズト雖而カモ其最先ノ要議ニ至リテハ實ニ新進者ノ努力研鑽ニ俟タザルベカラス蓋是逐年監獄官練習所ノ開設セラル、所以ナル可シ

顯レバ既ニ百有餘日寒威尙凜々タルノ時選バレテ學窓ノ徒トナルヤ切磋商勵親シク所長閣下並講師

各位ノ薰陶ヲ蒙リ 生等ノ淺學ヲ以テ尙且ツ得ル所甚ダ渺カラザリシヲ覺ユ 生等不日任ニ歸ラントス

嗚呼攻學四ヶ月敢テ長カラズト雖他日之カ實踐宜シキヲ得バ活學應用ノ妙味ヲ窮ムルニ於テ遠カラズト謂フ可シ最近二十年獄制ノ整頓漸ク其域ニ達シタリト雖之ヲ泰西諸國ニ比スルトキハ未ダ一籌ヲ輸スルモノアル可ク監獄ノ前途尙遠遠ト謂フベキナリ即 生等復ヒ實務ニ就クニ當リテハ恪勤精勵克ク其本分ヲ全フシ一ハ以テ閣下並貴賓ノ訓諭ニ副ヒ一ハ以テ國家ノ爲メ奉公ノ誠ヲ效サントス一同ニ代リ聊カ微衷ヲ表シテ答辭ヲ述ブルコト如斯

大正六年六月三十日

第九回監獄官練習生總代

佐賀監獄看守長 大原 虎 夫

○谷田局長ノ巡閱

谷田監獄局長は渡部屬ヲ隨ヘ六月十二日川越分監巡閱同所一泊、翌十三日熊谷分監巡閱を終り同日歸京せらる、本會北島主事同行せり

司 法 省 監 獄 公 文

○司法省告示第二十二號

明治三十六年三月 司法省告示第十八號中千葉監獄八日市場分監ノ項「福岡町」ヲ「八日市場町」ニ金澤監獄福井分監ノ項「福井市」ヲ「足羽郡木田村」ニ改ム

大正六年七月七日

司法大臣 松 室 致

獄 制 研 究 資 料

出版

谷田監獄局長の編纂に係る獄制研究資料第一輯は製本を終り本月中旬より夫々配布に着手せり



大場法學博士校閱

根本顯太郎著

指紋法解説

菊判百五十八頁
挿圖百九十五個
實費金三十六錢
郵稅共

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

法學士 廣中佐兵衛述

貧民制度並ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費金二拾四錢
郵稅

著者ハ多年意ヲ社會救濟事業ノ研究ニ潜メ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ本書ヲ編述ス本邦未タ救濟事業ニ關スル著書ニ乏シキ此際必スヤ讀者ヲ裨益スル所尠カラサルヘシ
右兩書ハ本會此種智識ノ普及ヲ圖ル爲メ特ニ實費ヲ以テ同好ノ士ニ頒ツ

東京市麴町區西日比谷町一番地

發行所

監獄協會

電話新橋一三六八番 振替東京二五〇五九番

監獄協會編纂

再改善 實話 覺めたる友

菊版裝釘高雅
紙數二百六十餘頁
定價金五十錢
郵稅金八錢

本書ハ出獄者ノ眞心悔悟セルモノニ就キ其犯罪ノ徑路改悛ノ動機ヲ詳叙シタルモノニシテ收ムルトコロ三十餘篇能ク現代人心ノ歸趨社會ノ實狀ヲ描寫ス、章句洗練、行文流麗、囚人看讀用トシテ出版セシモノナリト雖モ刑事學社會學心理學ニ在テモ偉大ノ研究資料タルコト勿論ナレハ
司獄官、判檢事、辯護士諸氏乃至一般社會教化ニ留意スル士ニ於テモ有益ニシテ趣味アリ座右一日モ缺クヘカラサル文籍タルヲ疑ハス仍テ之レヲ推獎ス

東京市麴町區西日比谷町一番地

發行所

監獄協會

電話新橋一三六八番 振替東京二五〇五九番

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正六年七月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所
編輯人
印刷人
印刷所
發行所
賣捌所

東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
北島良吉
東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富
東京市麹町區下六番町十七番地
同勞舍
東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋參六八番
監獄協會
東京市四谷區愛住町二番地
東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第拾卷第七號)(大正六年七月二十日發行每月一回二十日發行)